
第3次阿南市食育推進計画

～郷土の自然と食でつくる、健やかでこころ豊かなまち阿南市～

令和5年（2023年）3月

徳島県 阿南市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の背景	1
【2】計画策定の趣旨	3

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け	4
【2】計画の期間	4

第3章 本市における食育を取り巻く現状

【1】人口等の動き	
1. 人口の推移	5
2. 年齢別人口	6
3. 出生数と死亡数	7
4. 人口動態	8
【2】食生活に関する現状について	
1. 食事の摂取状況について	9
2. 食事のとり方について	15
3. 栄養成分表示について	17
4. 食生活について	19
5. 食事の内容について	22
6. 食への関心度について	29
【3】小中学生の生活習慣	
1. 就寝と起床について	32
2. 朝食について	33
3. 食生活について	34
4. その他	36

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念	37
【2】基本目標	37

第5章 施策の展開

- 【基本目標1】健康につながる食生活を実践しよう！ ----- 39
- 【基本目標2】地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！ ----- 40
- 【基本目標3】よりよい「食」を選ぶ力を身につけよう！ ----- 41

第6章 計画の推進

- 【1】食育推進のための数値目標 ----- 42
- 【2】計画の推進体制 ----- 43

資料編

- 【食育基本法】 ----- 44

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の背景

「食」をめぐる現状について

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かすことができません。また健康で心豊かな食生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく食べることが重要です。

近年、食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な問題を抱えています。

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病予防が引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増えています。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが難しい場面も増えてきています。古くからの地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されます。

食の供給面からは、農林漁業者や農村漁村人口の著しい高齢化・減少が進み、わが国の令和3年度の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベースで63%と食料の多くを海外からの輸入に頼っています。一方で、令和2年度食品ロス量推計値で年間522万トン発生しています。

また、日本各地の異常気象を伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響があり、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできません。

さらに新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命や生活のみならず、意識・行動・価値観に波及し、接触機会を減らすためのテレワークの増加や出張機会の減少等により在宅時間が一時的に増加するとともに、外出の自粛等により飲食業が影響を受けるなど農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えました。しかし、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで食を見直す契機となっており、家庭での食育に重要性が高まるといった側面も有しています。

新たな日常の中で食育がより多くの国民による主体的な運動となるためにはデジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要となっています。

このような社会経済構造が大きく変化し、ライフスタイルや価値観が多様化する状況下において、国民の心身の健康増進と豊かな人間形成、食に関する感謝と理解を進めるために「食育」を引き続き推進していくことが求められています。

国における食育の推進

国は、食育基本法に基づき、平成 18 年 3 月「食育推進基本計画」、平成 23 年 3 月「第 2 次食育推進基本計画」、平成 28 年 3 月「第 3 次食育推進計画」を策定しており、令和 3 年 3 月に「第 4 次食育推進計画」を策定しています。

この「第 4 次食育推進計画」では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育を巡る状況を踏まえ、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、食育の取り組みにおいても SDGs の考え方を踏まえて推進することとしています。さらに 7 項目の基本的な取組方針と 16 項目の目標事項を設定しています。

◆国の第4次食育推進計画の概要◆

第 4 次食育推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の目指す姿	
国民の健全な食生活の実現やその実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築すること	
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 ② 持続可能な食を支える食育の推進 ③ 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
基本的な取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 2. 食に関する感謝の念と理解 3. 食育推進運動の展開 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 6. 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

徳島県における食育の推進

徳島県においては、平成 19 年に「徳島県食育推進計画」、平成 23 年に「徳島県食育推進計画（第 2 次）」、平成 28 年に「徳島県食育推進計画（第 3 次）」を策定しており、令和 3 年 3 月にこれまでの食育推進計画の基本理念を継続し、一層推進するために「徳島県食育推進計画（第 4 次）」を策定しています。県民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むことを基本理念として定めています。

◆徳島県食育推進計画(第4次)の概要◆

徳島県食育推進計画(第4次)(令和3年度～令和7年度)	
基本理念	食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む
推進方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校、保育所等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、豊かな人間性を育みます。 2. 持続可能な食を支える食育の推進 健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食と環境の調和、農林水産業や農村・漁村を支える多様な主体とのつながりの深化、地域に伝わる食文化の保護・継承を通じて、持続可能な食を支える食育を推進します。 3. 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進 ICT 等のデジタル技術の有効活用により、新たな日常生活においても食育を着実に実施するとともに、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう関係機関が連携を強化し、サポート体制の充実を図ります。

【2】計画策定の趣旨

本市では、「食育基本法」第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置付けられる、平成 23 年 3 月に「阿南市食育推進計画」、平成 28 年 3 月に「第 2 次阿南市食育推進計画」を策定し、食育に関わる様々な施策・事業を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間満了に伴い、社会的背景などを踏まえながら「第 3 次阿南市食育推進計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画では、食育を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、総合的・長期的な視点で食育推進の方向性を示し、より一層の食育の推進に取り組みます。

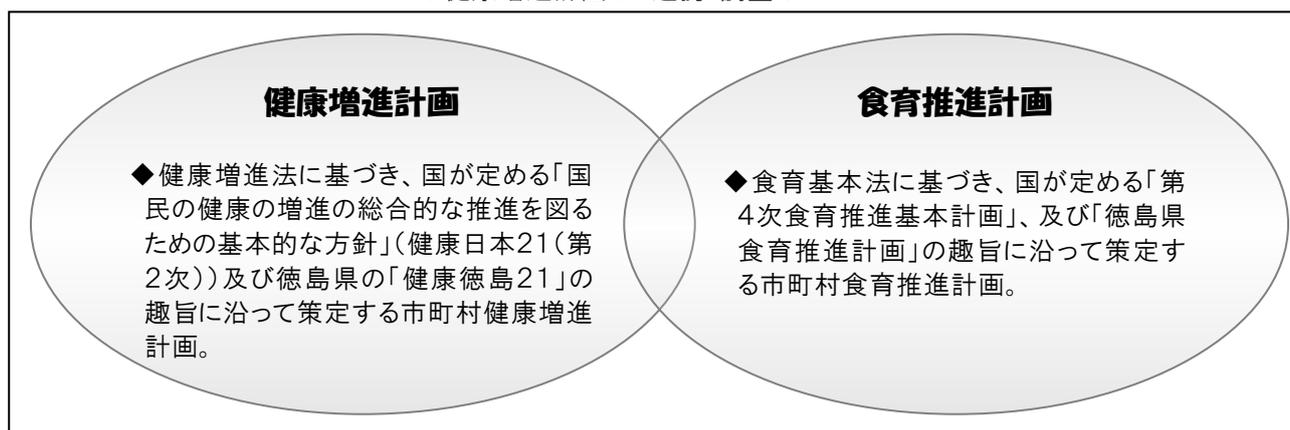
第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、食育推進に関する基本的方向を定め、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けられます。

また、本計画は国や県の計画を踏まえつつ、本市の上位計画である「阿南市総合計画（2021▶2028）」をはじめ、「阿南市健康増進計画健康阿南21（第2次）」との連携、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。「阿南市健康増進計画健康阿南21（第2次）」とは、「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画であり、平成30年3月に策定しました。市民の主体的な健康づくりを総合的に支援・促進することを目指した計画であり、様々な健康増進施策を推進しているところです。本計画は、「健康阿南21（第2次）」の「栄養・食生活」分野における施策と密接な関わりがあり、連携・調整を図りながら市として一体的に推進していく必要があります。

◆健康増進計画との連携・調整◆



【2】計画の期間

前計画は計画期間を平成28年度から平成32（令和2）年度としていましたが、食育推進計画に関連する阿南市健康増進計画「健康阿南21（第2次）」の中間評価と市民の健康意識調査の令和4年度実施に併せ、計画期間を延長しました。

本計画は、前計画期間終了後の令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【本計画】 第3次阿南市食育推進計画	前計画 延長期間	令和5年度(2023)～令和9年度(2027)5年間				
阿南市健康増進計画 「阿南21(2次)」	前期計画 5年間 最終年度 中間評価	令和5年度(2023)～令和9年度(2027)後期計画5年間				

社会経済情勢等の様々な状況の変化や本市の現状の変化等により適宜見直しを行う場合があります。

第3章 本市における食育を取り巻く現状

【1】人口等の動き

1. 人口の推移

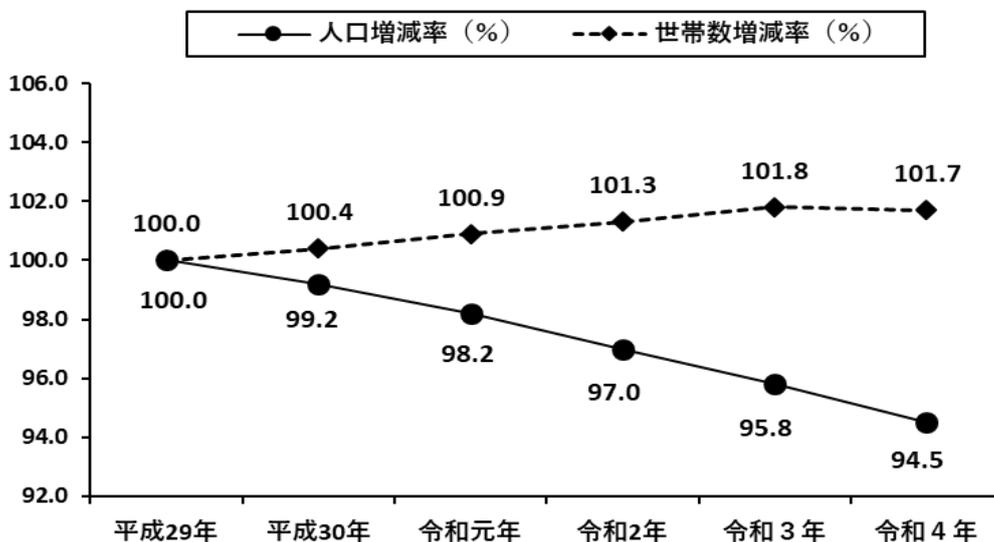
本市の人口は、令和4年3月末日現在で 70,327 人となっており、平成 29 年から 4,100 人あまりの減少（平成 29 年を 100.0 とした場合 94.5）となっています。

世帯数は、年々増加しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 29 年の 2.43 人から令和 4 年で 2.26 人と小家族化傾向がさらに進んでいます。

【人口・世帯数の推移】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和3年	令和4年
人口	74,459	73,834	73,133	72,193	71,336	70,327
世帯数	30,654	30,768	30,935	31,051	31,206	31,187
世帯人員(人/世帯)	2.43	2.40	2.36	2.32	2.29	2.26
人口増減率(%)	100.0	99.2	98.2	97.0	95.8	94.5
世帯数増減率(%)	100.0	100.4	100.9	101.3	101.8	101.7

【人口・世帯数増減率】



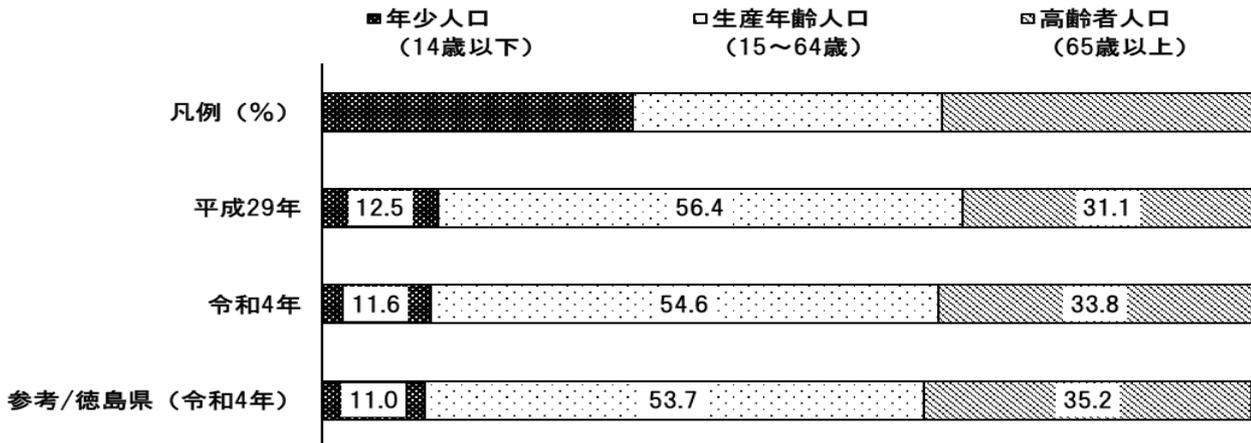
注：増減率は、平成 29 年を 100.0 とした場合の各年の割合
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

2. 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、令和4年3月末現在「年少人口（14歳以下）」の割合が11.6%、「生産年齢人口（15～64歳）」が54.6%、「高齢者人口（65歳以上）」が33.8%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29年の31.1%から令和4年で33.8%と増加で推移しています。一方、年少人口および生産年齢人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢別人口構成比】

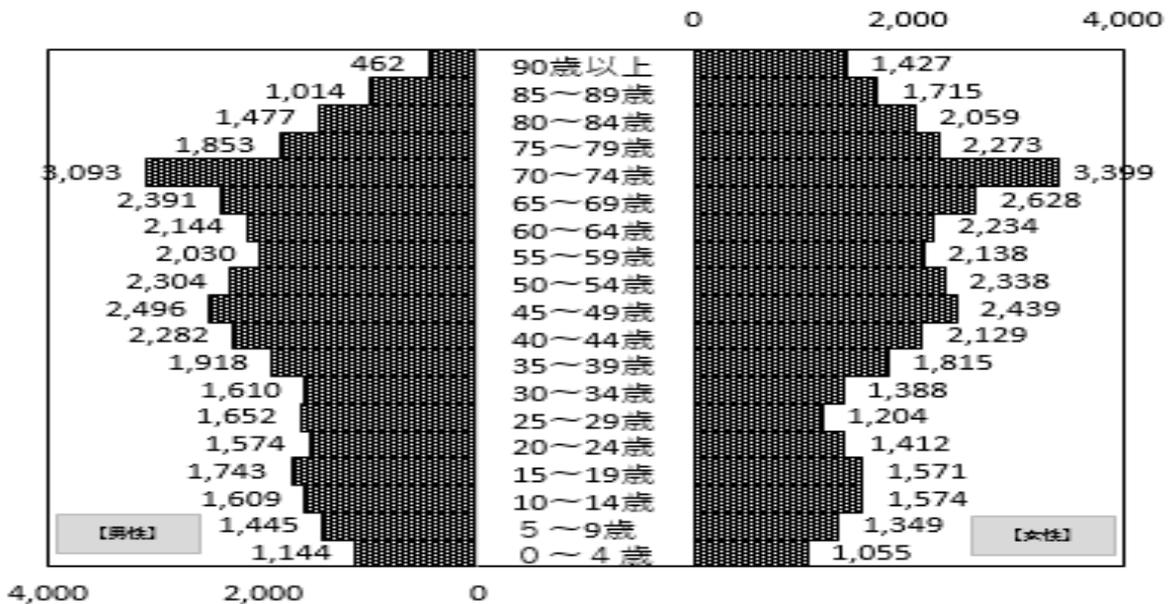


資料：住民基本台帳(各年3月末日現在、徳島県は4月1日現在)

年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半、70歳代前半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である40、50歳代の「団塊ジュニア層」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。

また、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口(人口ピラミッド)】

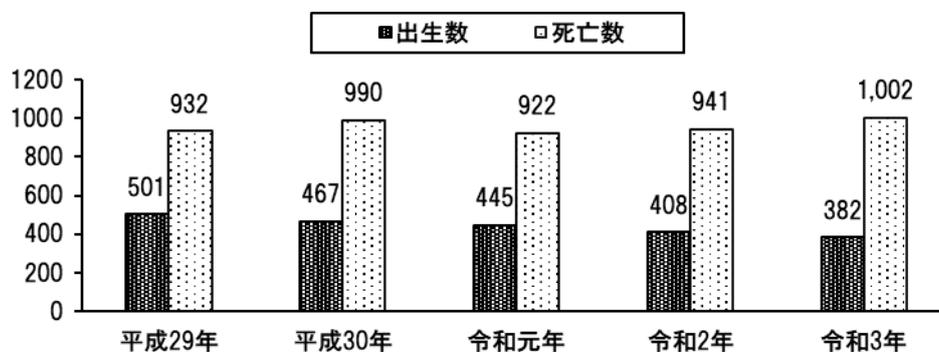


資料：住民基本台帳(令和4年3月末日現在)

3. 出生数と死亡数

本市の出生数は、年々減少しており、令和3年では382人と、前年に比べ減少しています。一方、死亡数も近年増減しながら推移していましたが、令和3年は1,002人となり、増加傾向になっています。

【出生数・死亡数】



	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数	501	467	445	408	382
死亡数	932	990	922	941	1,002
自然増加数	-431	-523	-477	-533	-620

資料：徳島県保健・衛生統計年報

一方、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は、平成25年～平成29年では1.61となっており、県や国の平均を上回って推移しています。

【合計特殊出生率】

	平成 10 年～平成 14 年	平成 15 年～平成 19 年	平成 20 年～平成 24 年	平成 25 年～平成 29 年
阿南市	1.58	1.51	1.57	1.61
徳島県	未公表	1.33	1.41	1.50
全国平均	1.36	1.31	1.38	1.43

資料：人口動態保健所・市区町村別統計(厚生労働省)

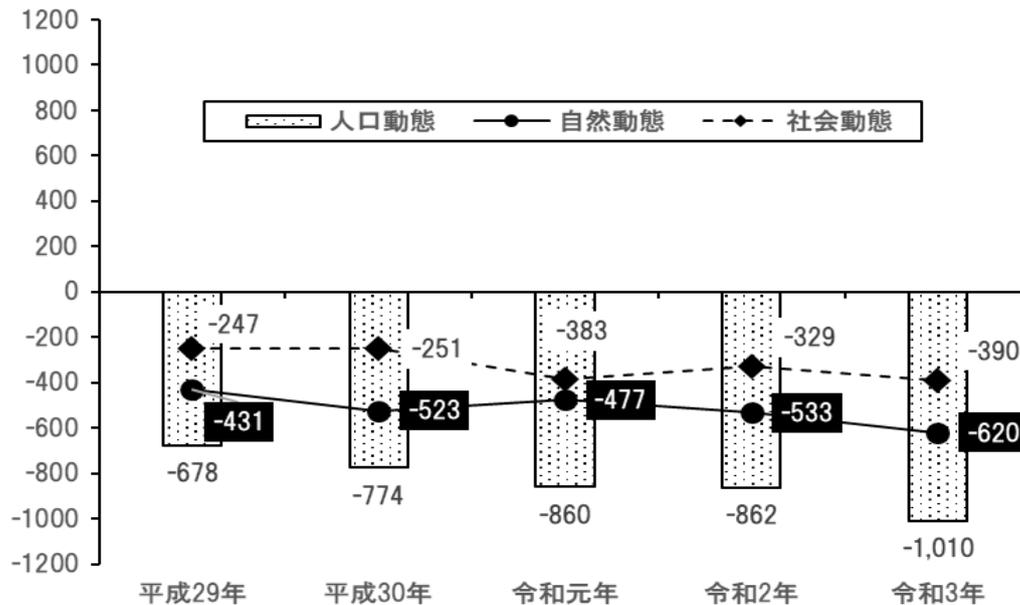
4. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生者数を上回り、マイナスで推移している状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、近年はマイナスを示し、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

令和3年では、自然動態がマイナス620人、社会動態がマイナス390人、合計1,010人の人口減少となっています。この人口減少数は、近年では最も多くなっています。

【人口動態】



	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
平成29年	501	932	-431	1,677	1,924	-247	-678
平成30年	467	990	-523	1,694	1,945	-251	-774
令和元年	445	922	-477	1,729	2,112	-383	-860
令和2年	408	941	-533	1,636	1,965	-329	-862
令和3年	382	1,002	-620	1,682	2,072	-390	-1,010

注:(c)=(a)-(b), (f)=(d)-(e), (g)=(c)+(f)

資料:自然動態は徳島県保健・衛生統計年報、社会動態は徳島県人口移動調査(外国人を含む)(各年1月から12月分の移動状況)

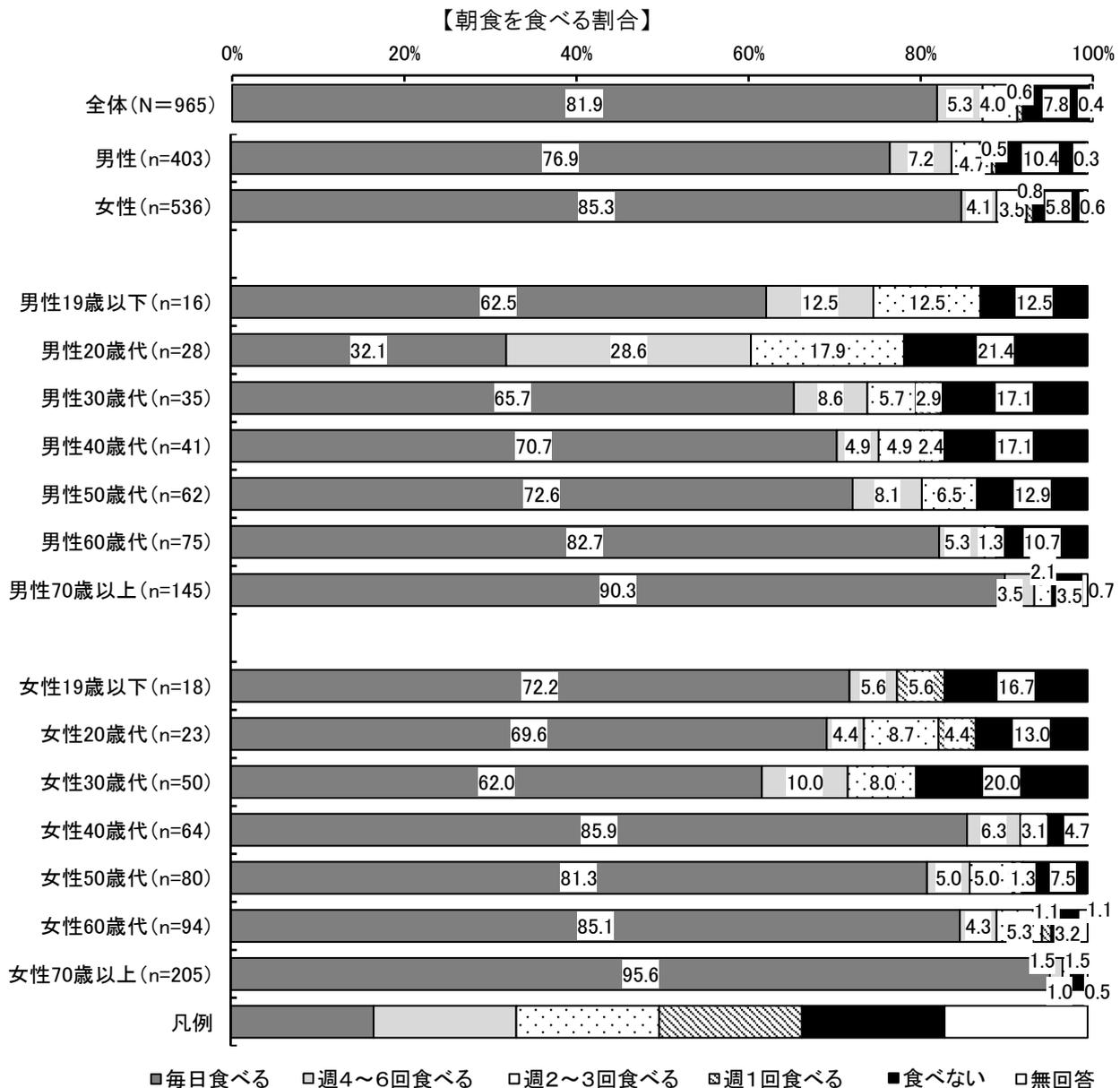
【2】食生活に関する現状について

本市では、平成30年3月に阿南市健康増進計画「健康阿南21（第2次）」を策定し、令和4年9月に「健康阿南21（第2次）」の中間評価・見直しのために市民の健康に関する意識や生活習慣等の状況を把握する「阿南市健康に関する市民意識調査」を実施しました。ここでは、「阿南市健康に関する市民意識調査」の「食生活」に関する調査結果をもとに市民の現状について整理・分析します。

1. 食事の摂取状況について

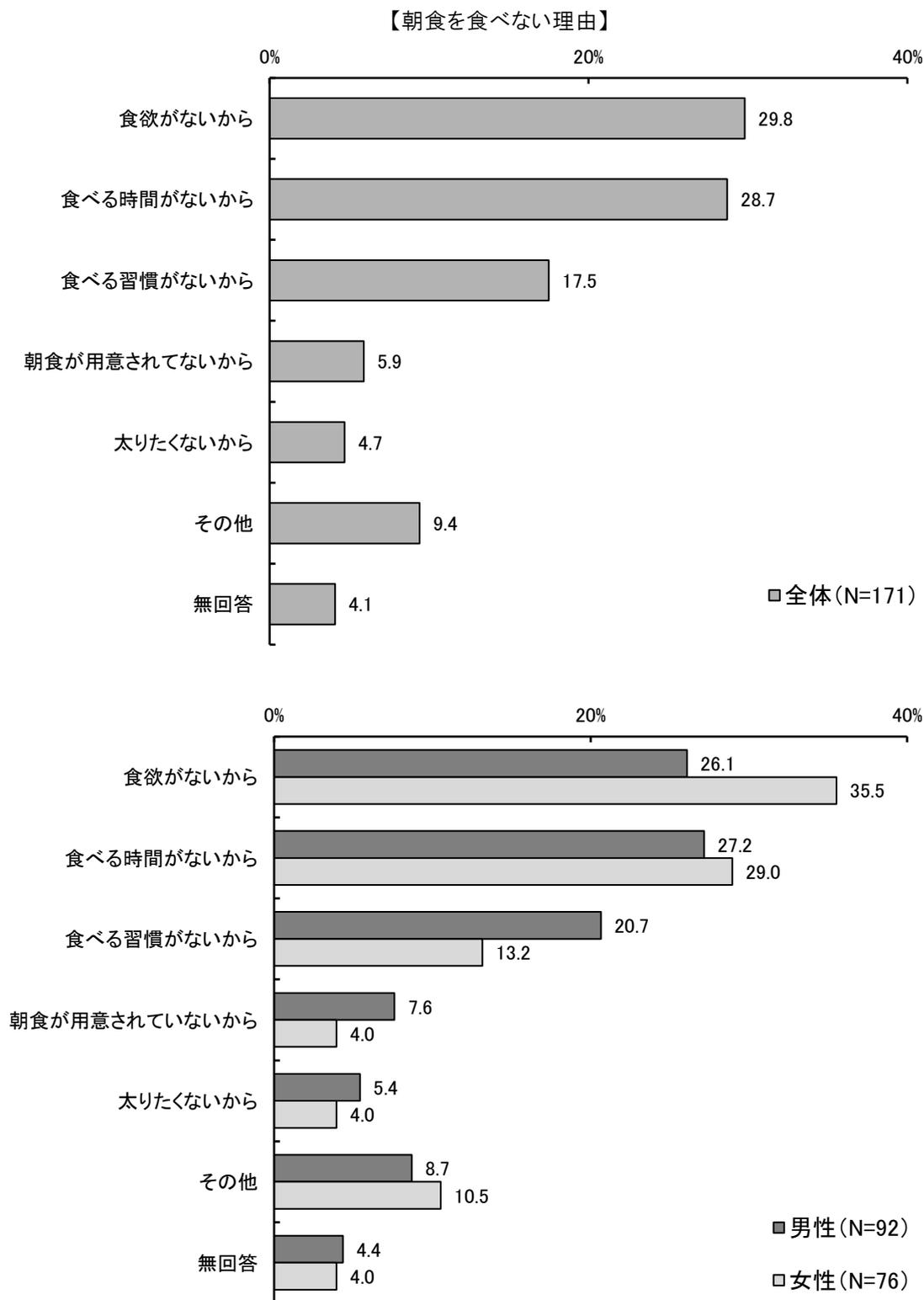
（1）朝食の摂取状況

毎日朝食を食べている人は全体で81.9%、男性は76.9%、女性は85.3%で約8割の人が毎日食べています。男性は女性に比べ朝食を食べる割合が低く、特に20歳代男性は「食べない」割合が2割と他の年齢層より「食べない」割合が高くなっています。また、男女とも年齢が高くなるにつれて「食べる」の割合が増えています。



(2) 朝食を食べない理由

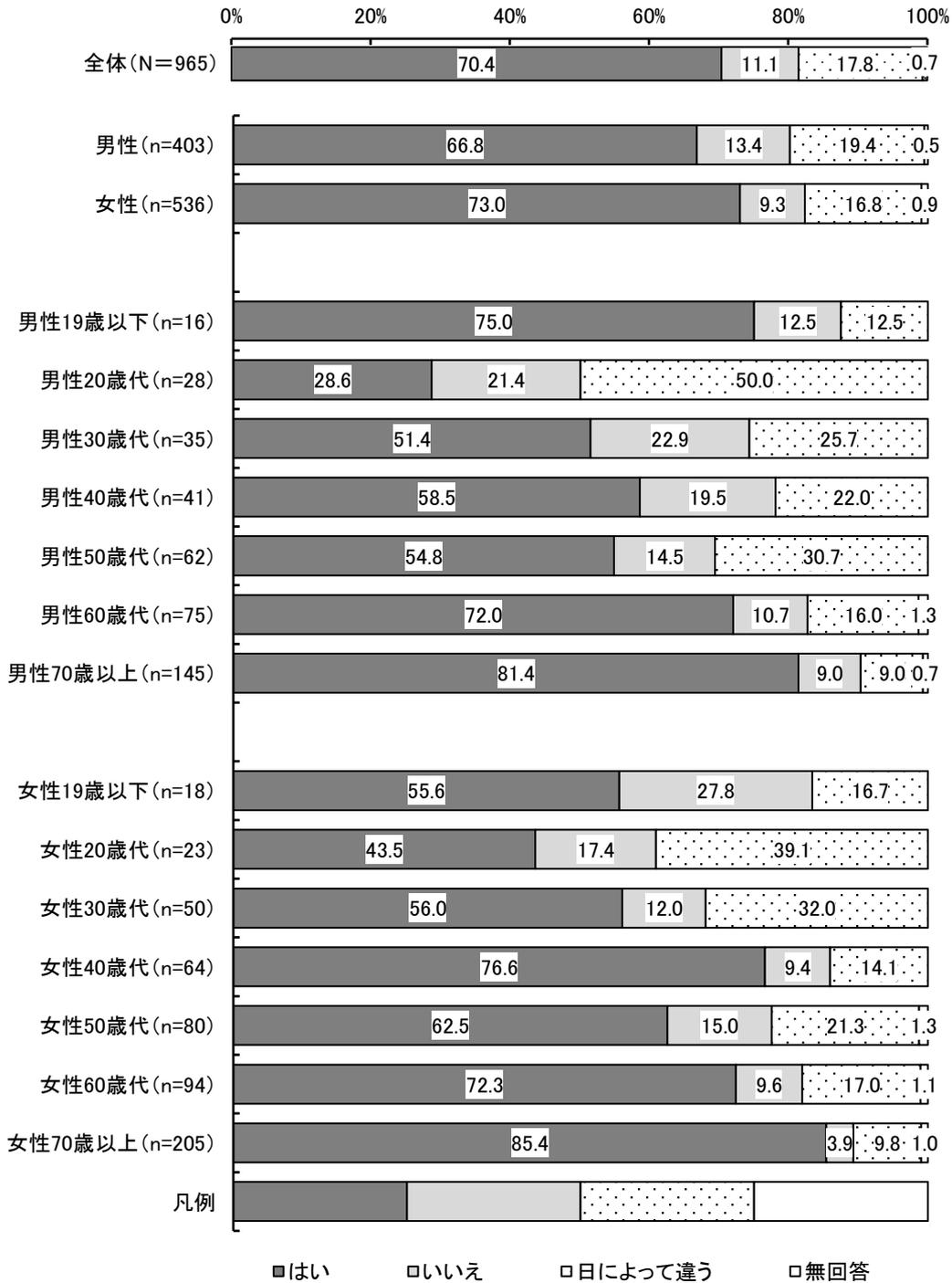
朝食を毎日食べない理由としては、「食欲がないから」が29.8%と最も多く、次いで「食べる時間がないから」「食べる習慣がないから」となっています。女性は「食欲がないから」の割合が高く、男性は「食べる習慣がないから」の割合が高くなっています。



(3) 1日3食規則正しい摂取

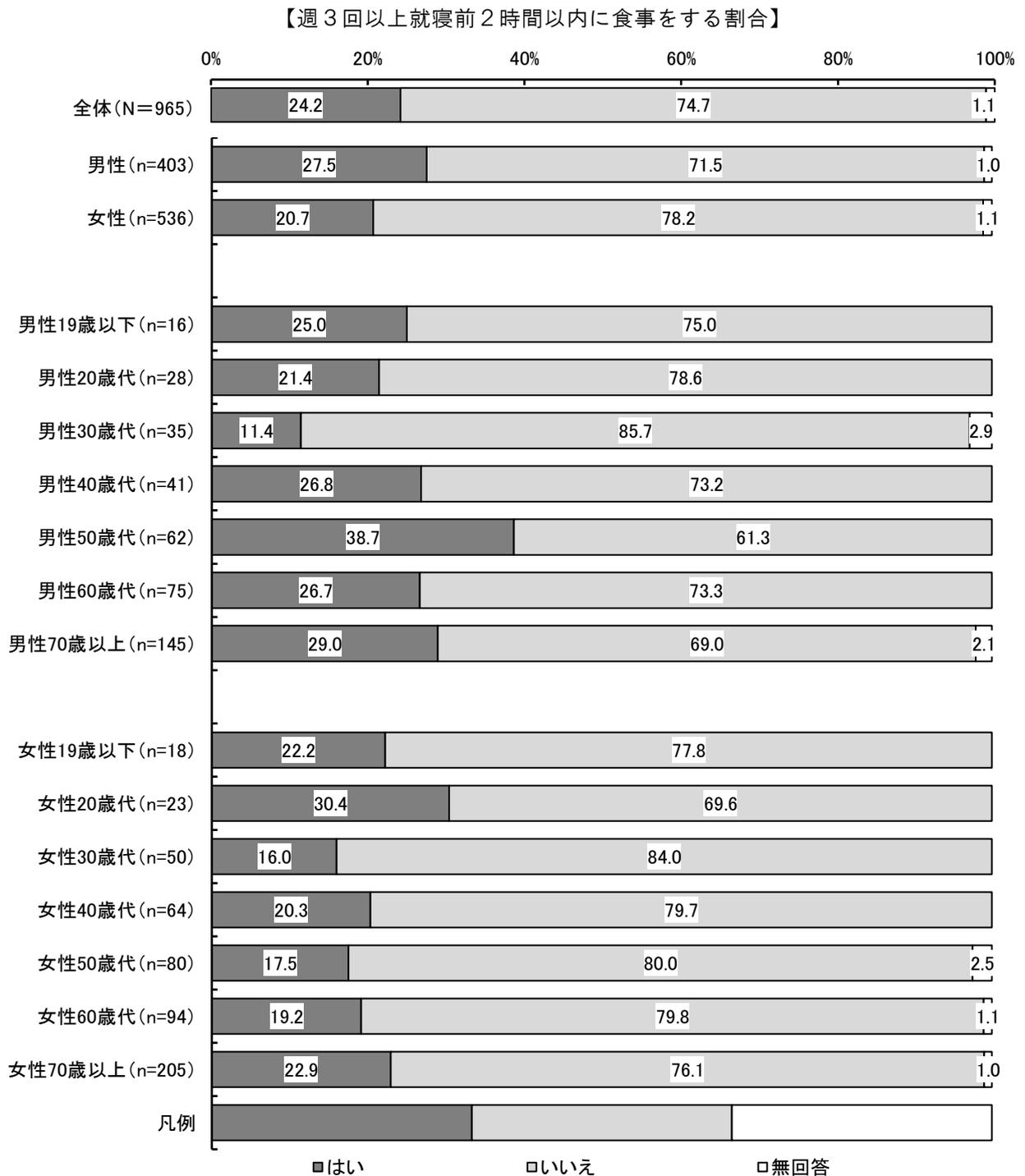
朝・昼・夜の3食規則正しく食べている割合は、70.4%で、女性は男性よりも規則正しく食べている割合が高くなっています。また、男性女性ともに19歳以下を除き、年齢が上がるほど規則正しく食べている傾向にあります。

【1日3食規則正しく食べている割合】



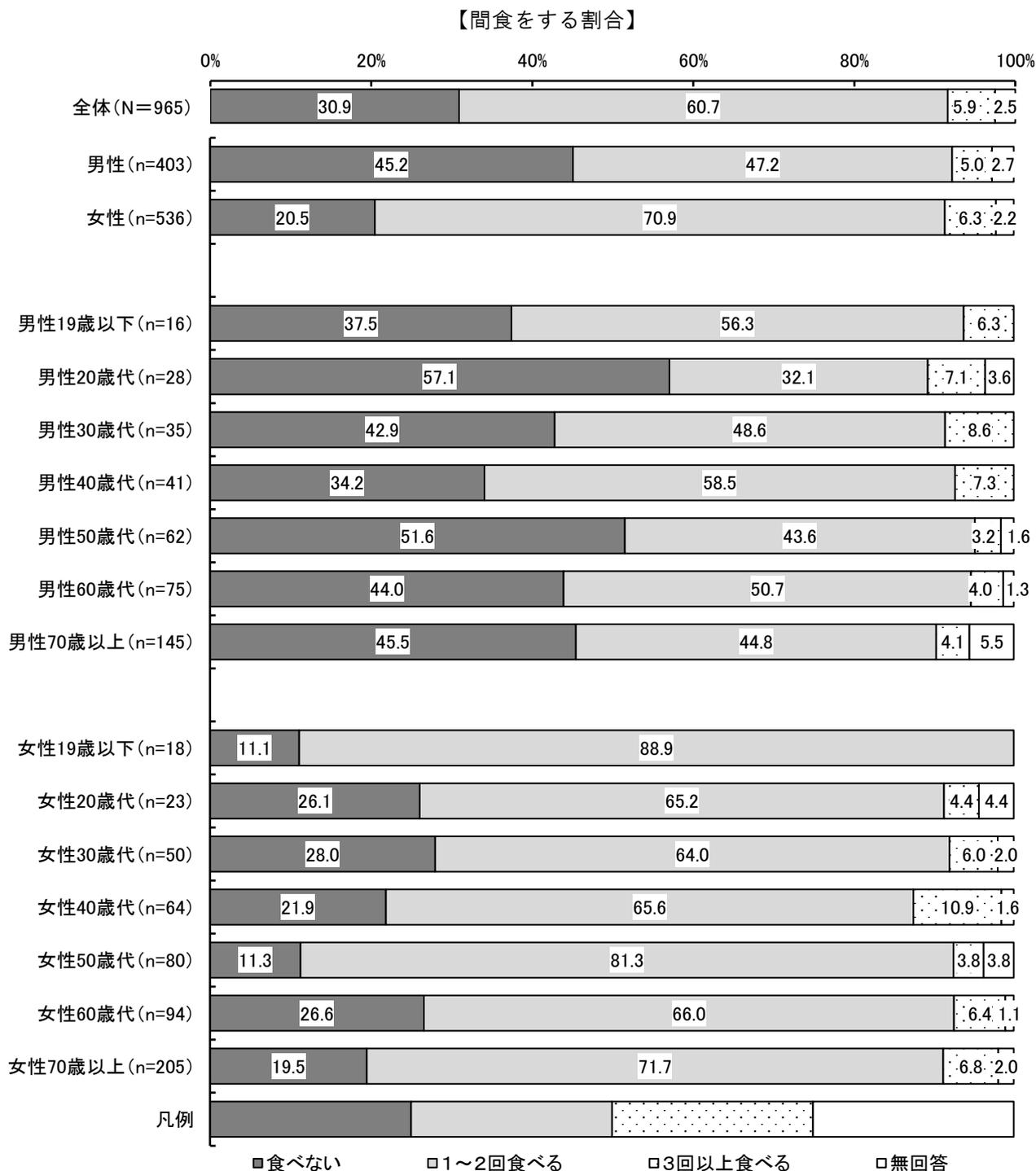
(4) 就寝前の食事の摂取状況

就寝前の2時間以内に食事をとることが、「週3回以上ある」という割合は24.2%と、ほぼ4人に1人の割合となっています。男性が就寝2時間以内にとる割合が高く、女性を上回っています。男性は50歳代が他の年齢層より高く、女性は20歳代が他の年齢層より高くなっています。



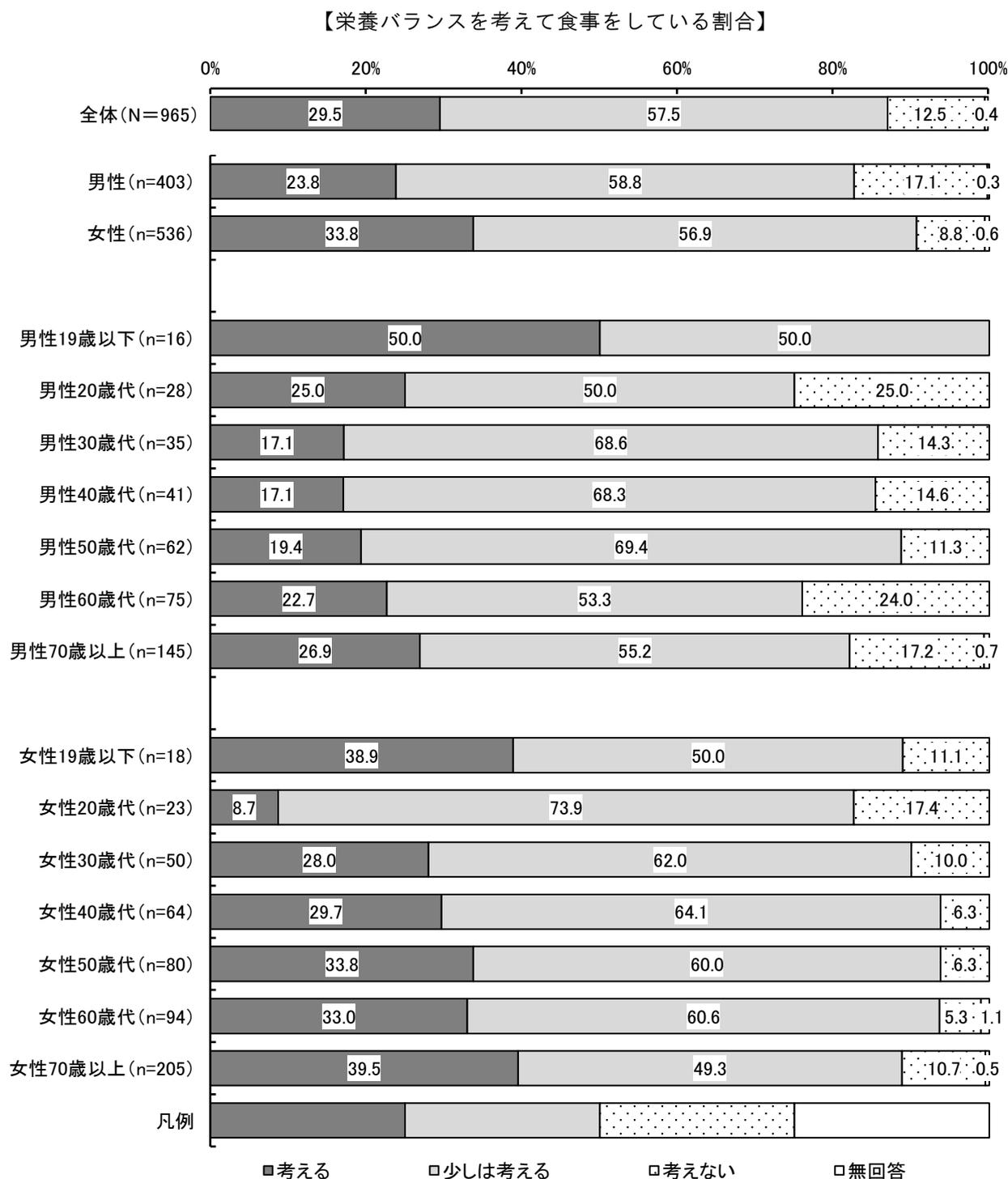
(5) 間食の摂取状況

間食については「1～2回食べる」の割合が60.7%と最も高く、「食べない」は30.9%となっています。男性は「食べない」が45.2%で女性を大きく上回っています。男性の20歳代と50歳代は「食べない」の割合が半数を超えており、女性の20歳代から40歳代と60歳代は「食べない」の割合が他の年代に比べ高くなっています。



(6) 栄養バランスを考えた食事について

栄養バランスについて「考える」が29.5%、「少しは考える」が57.5%で87.0%が考えています。男性は女性に比べ、「考えない」の割合が高くなっており、女性は「考える」が大きく上回っています。男性女性ともに19歳以下の「考える」の割合が高くなっています。一方、「考えない」の割合は、男性は20歳代と60歳代が高く、女性は20歳代が高くなっています。

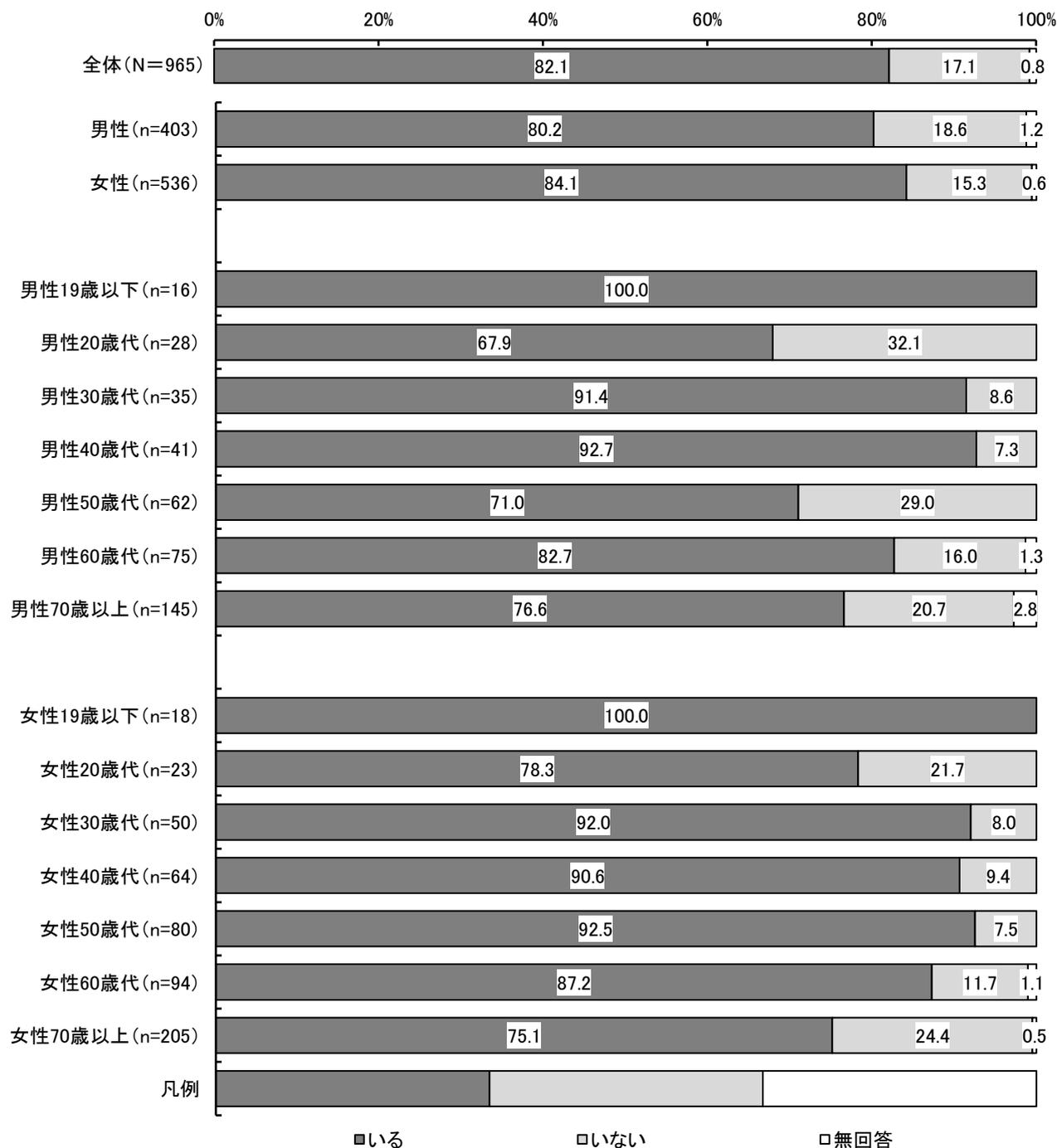


2. 食事のとり方について

(1) 共食について

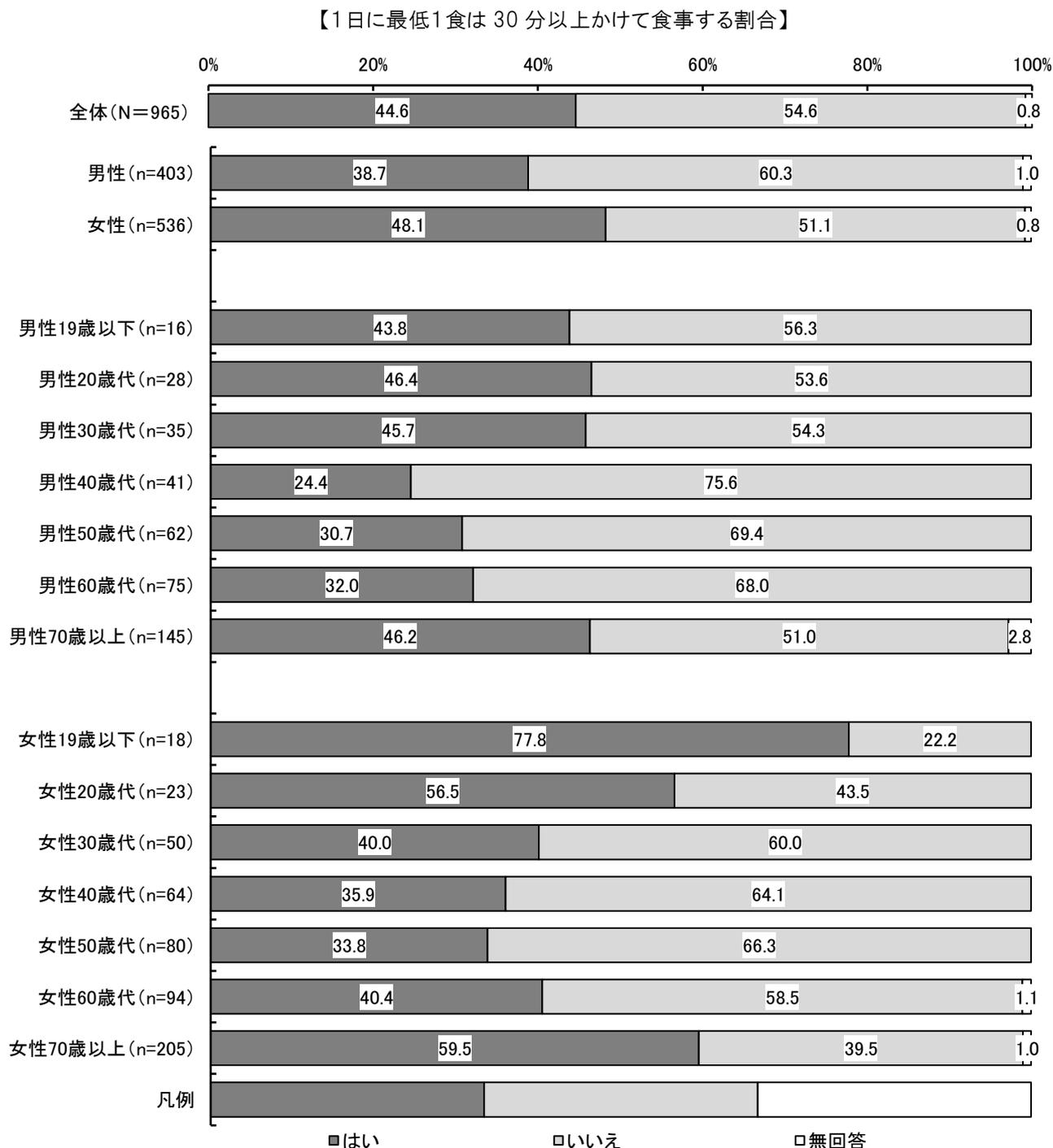
「1日に最低1食は食事を共にする家族や友人がいる」の有無については「いる」が82.1%となっていますが、17.1%は「いない」と回答しています。性別では大きな差はみられませんが、男性の20歳代、50歳代及び70歳以上、女性の20歳代、70歳代以上で「いない」の割合が2割台になっています。

【1日に最低1食は食事を共にする家族や友人がいる割合】



(2) 食事にかかる時間

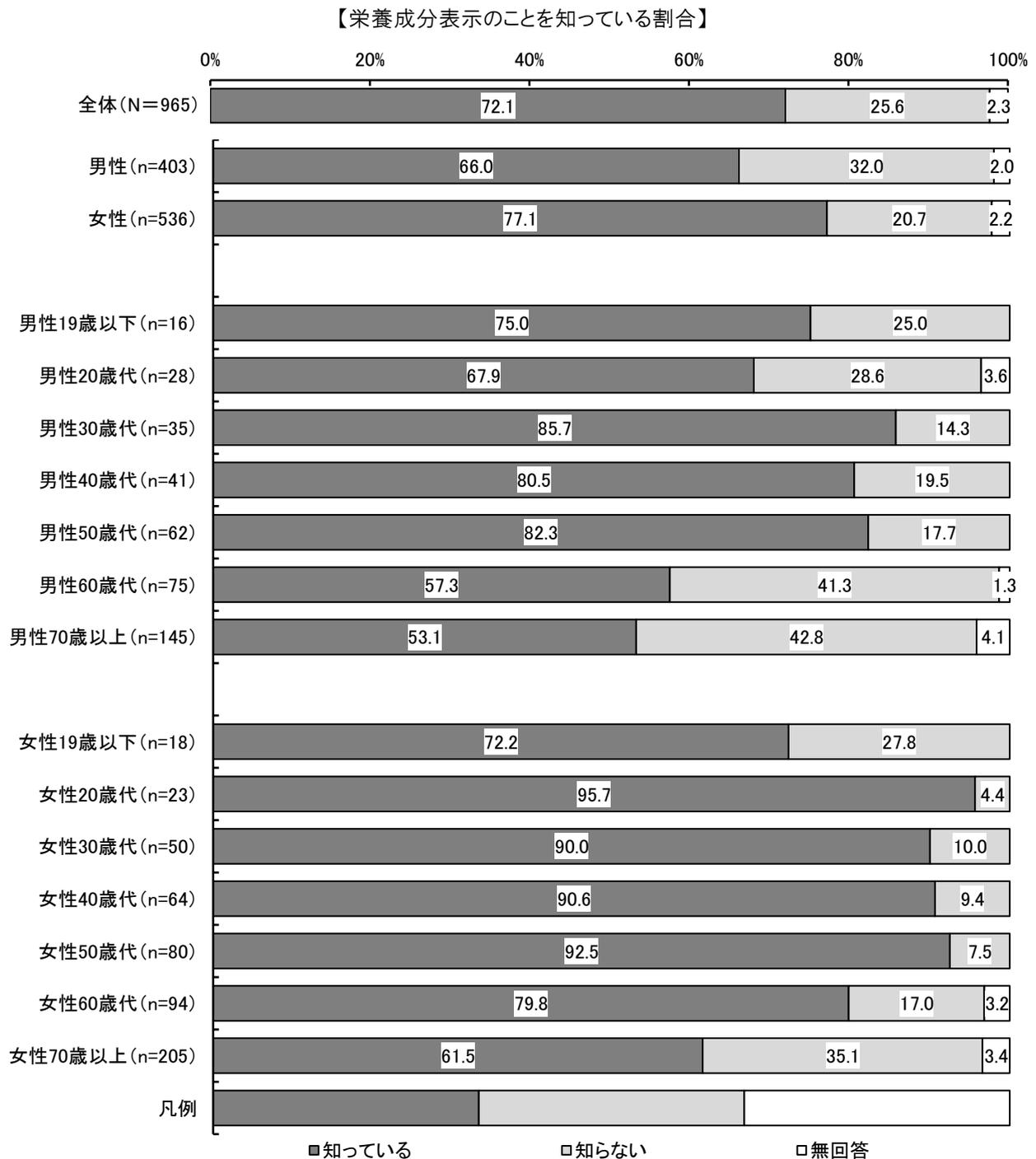
「1日に最低1食は30分以上かけて食事する」と回答した人は「はい」が44.6%、「いいえ」が54.6%となっています。男性より女性の方が「はい」の割合が大きく上回っています。男性は40歳代から60歳代で、女性は30歳代から60歳代で「はい」の割合が他の年齢層より低くなっています。



3. 栄養成分表示について

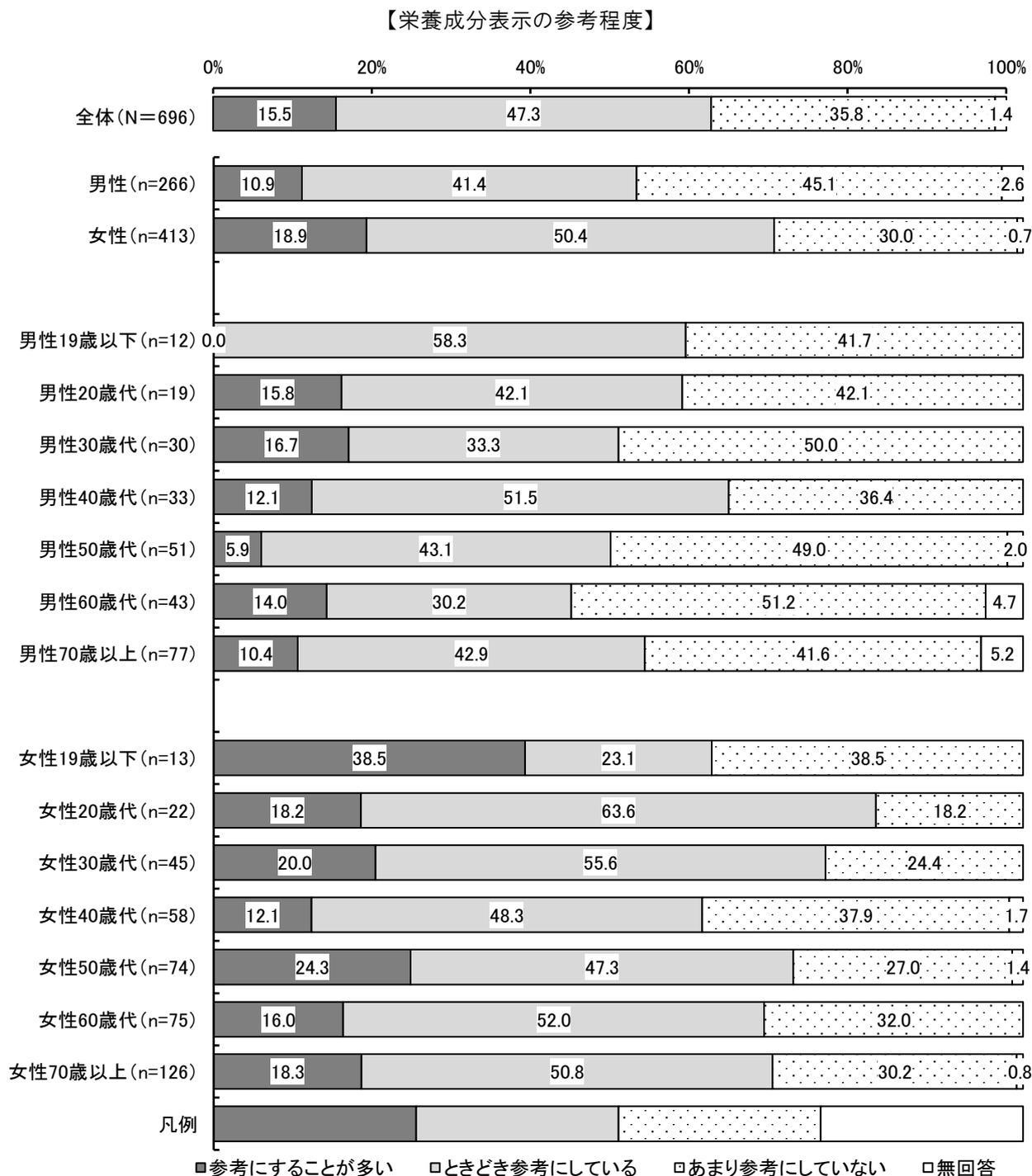
(1) 栄養成分表示の認知

外食や食品を買う時に栄養成分表示を「知っている」は72.1%、「知らない」は25.6%で約7割の人が知っています。「知っている」の割合は、女性が男性を大きく上回っています。男性の60歳以上で、女性の70歳以上で「知っている」の割合が他の年代に比べて低くなっています。



(2) 栄養成分表示の参考程度

外食や食品を買う時に栄養成分表示を「参考にすることが多い」は 15.5%、「ときどき参考にしている」は 47.3%で約6割の人が参考にしています。女性は栄養成分表示を参考にしている割合が各年齢層において6割から7割いますが、男性は5割から6割程度で男性の60歳代は「参考にしている」が半数以下で他の年代に比べ、低くなっています。



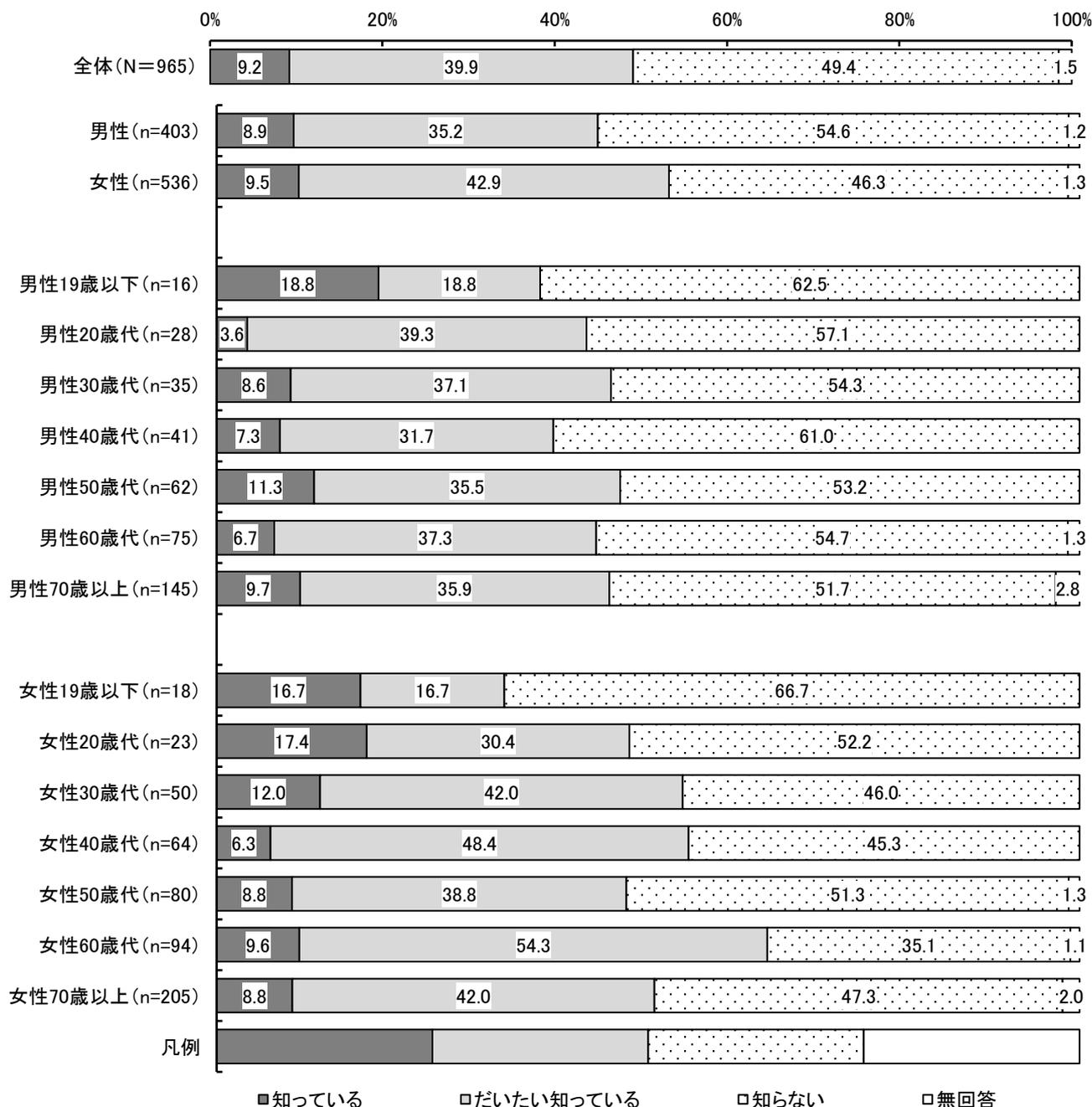
4. 食生活について

(1) 適正体重を維持できる食事量の認知

適正体重を維持するための食事量について「知っている」は9.2%、「だいたい知っている」が39.9%で約5割が知っています。男性は女性に比べ「知らない」の割合が高く、女性は男性に比べ「だいたい知っている」の割合が高くなっています。

男性の19歳以下と60歳代と女性の19歳以下で「知らない」の割合が6割台となっています。

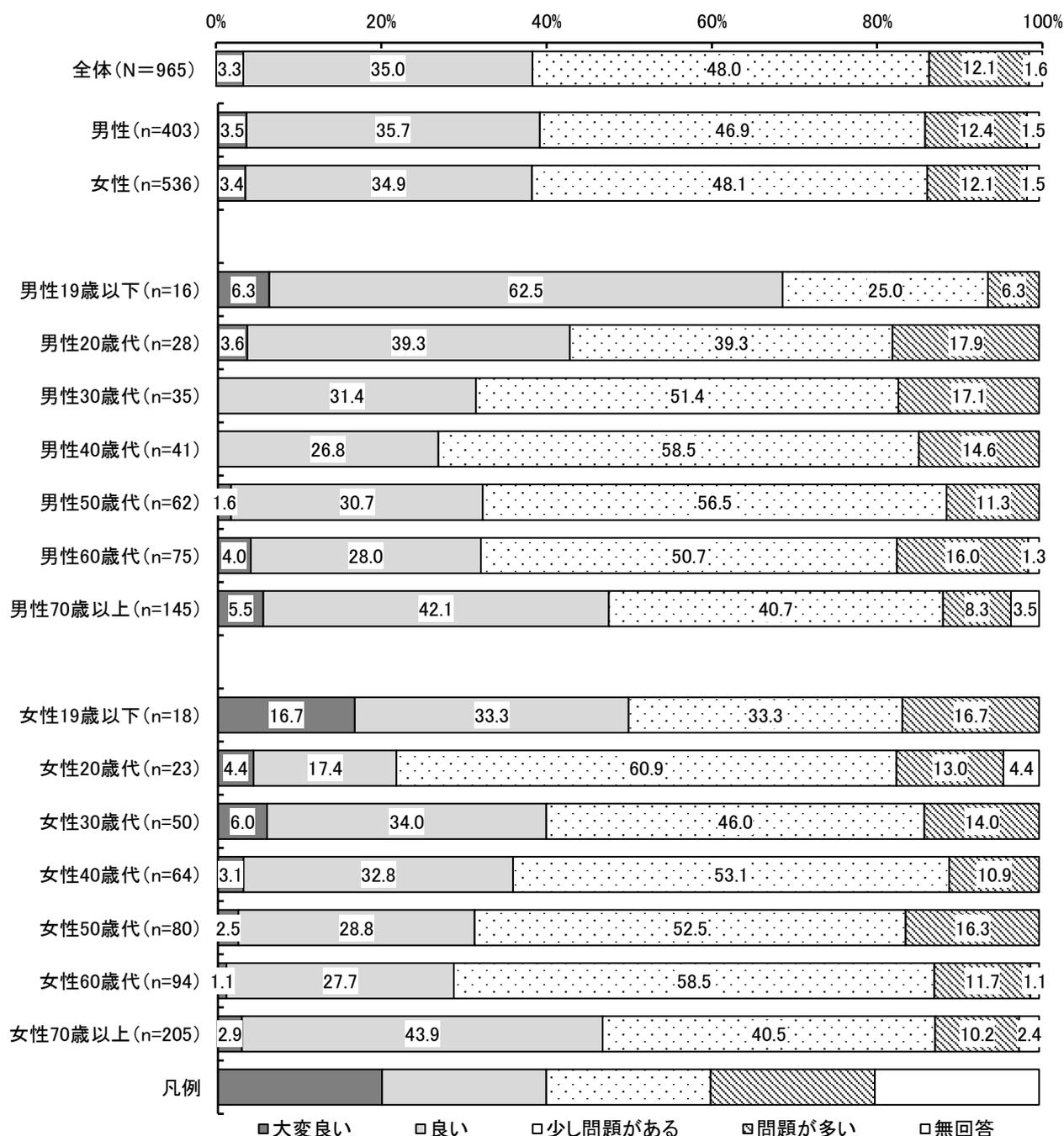
【適正体重を維持できる食事量の認知】



(2) 自分の食生活について

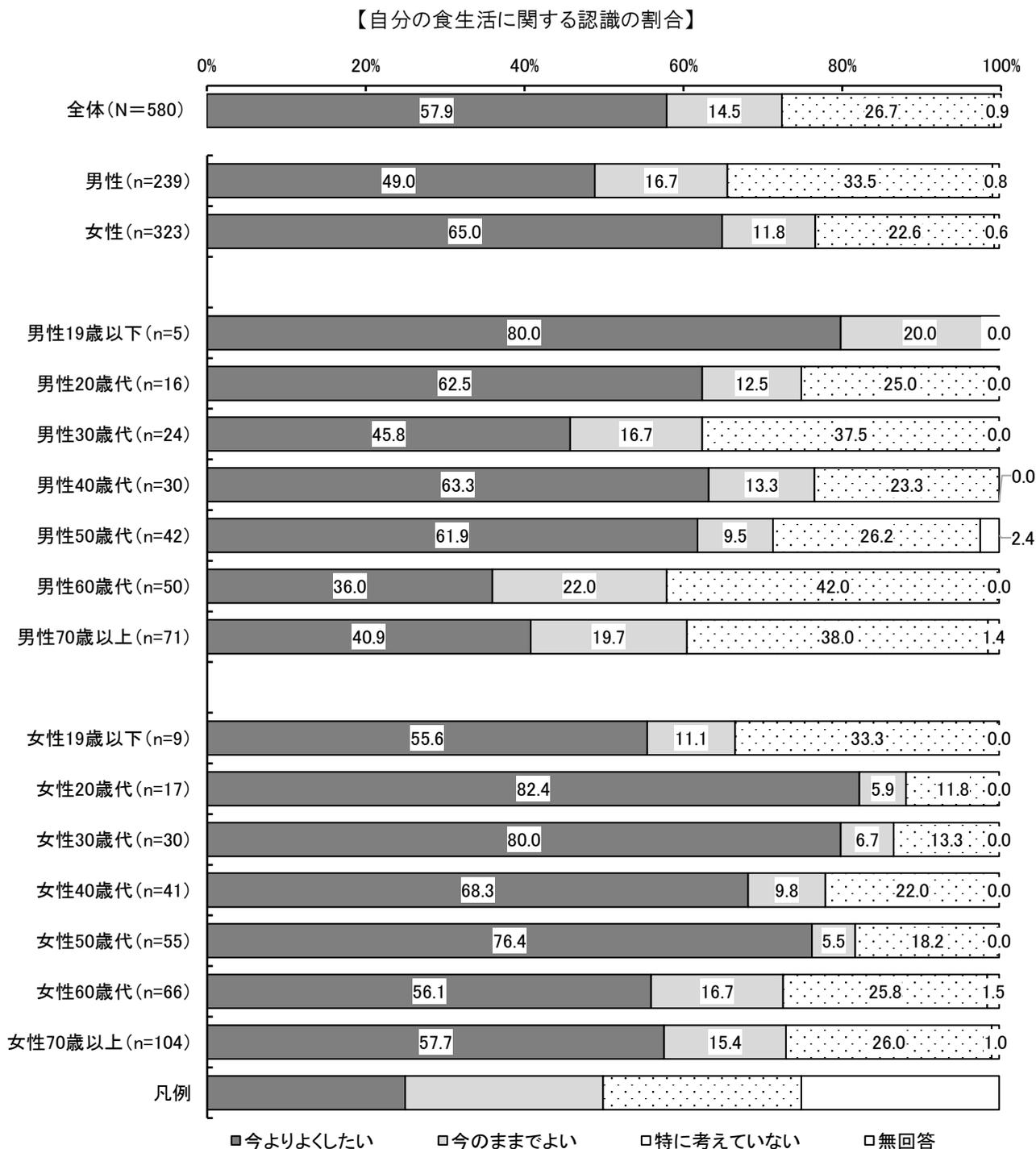
自分の食生活について「大変良い」3.3%、「良い」が35.0%で約4割が「良い」と思っています。一方「少し問題がある」が48.0%、「問題が多い」が12.1%で約6割が自分の食生活に問題があると思っています。男女ともに19歳以下と70歳以上で「良い」の割合が高くなっています。

【自分の食生活に関する認識の割合】



(3) 今後の食生活について

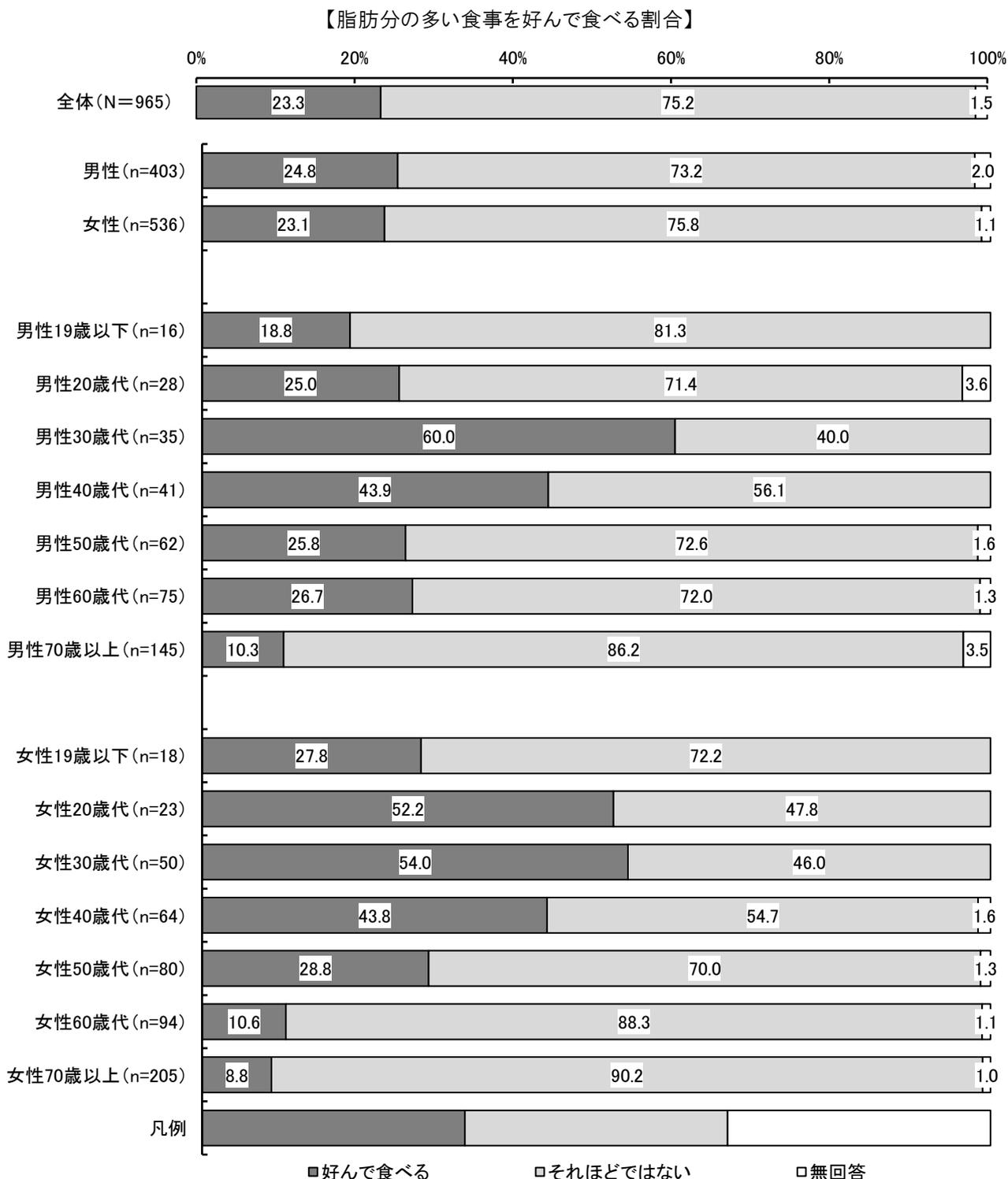
今後の自分の食生活について、「今よりよくしたい」は57.9%で約6割が「今よりよくしたい」と考えています。性別では女性では男性に比べ、「今より良くしたい」の割合が高くなっています。男性の60歳以上では「今よりよくしたい」の割合が低く、「特に考えていない」の割合が高くなっています。女性の19歳以下は「特に考えていない」の割合が他の年齢層より高くなっています。



5. 食事の内容について

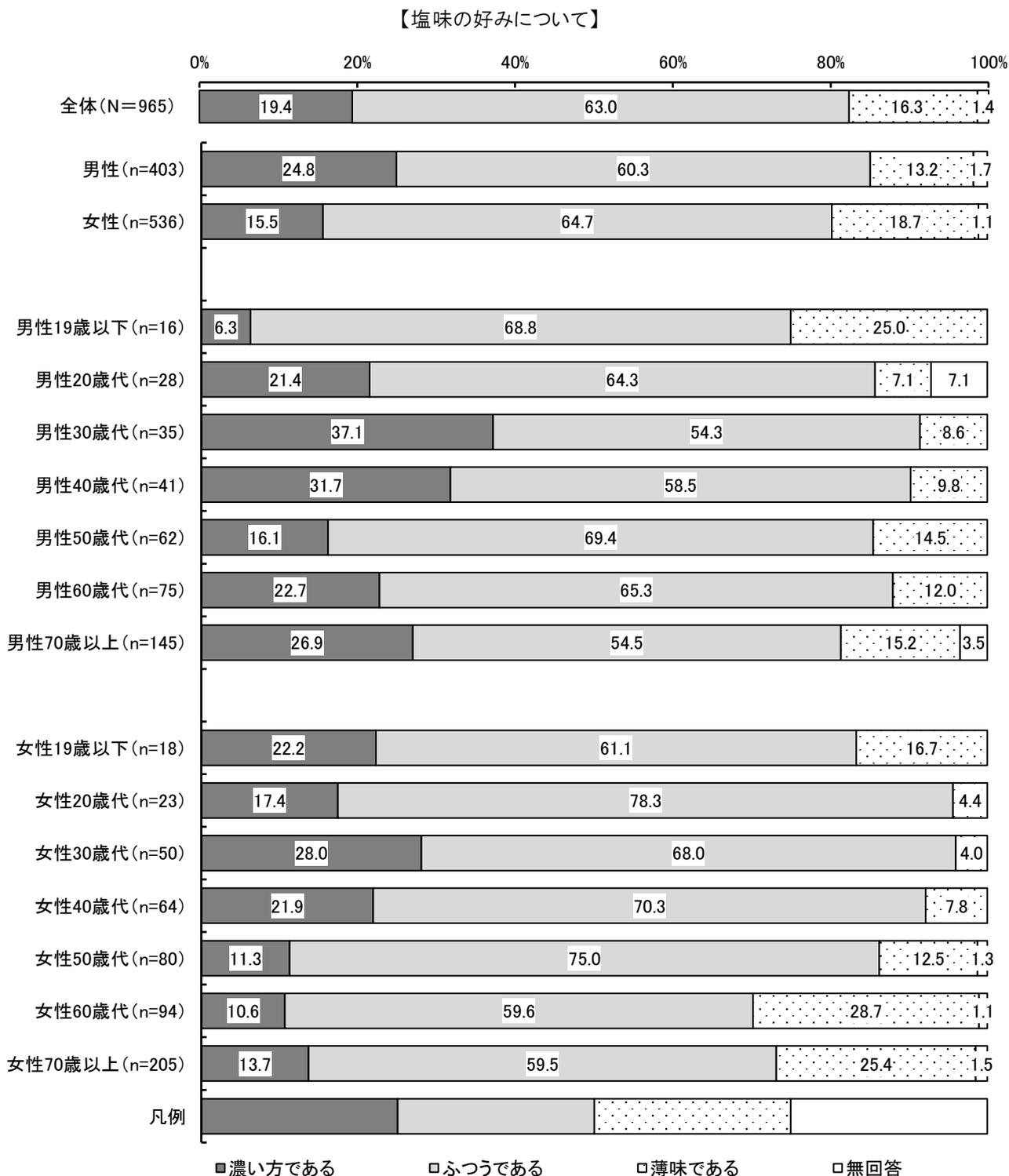
(1) 脂肪分の多い食事について

脂肪分の多い食事の摂取については、「好んで食べる」は23.3%、「それほどではない」は75.2%となっています。男性の30歳代、40歳代と女性の20～40歳代で「好んで食べる」のそれぞれの割合が高くなっています。



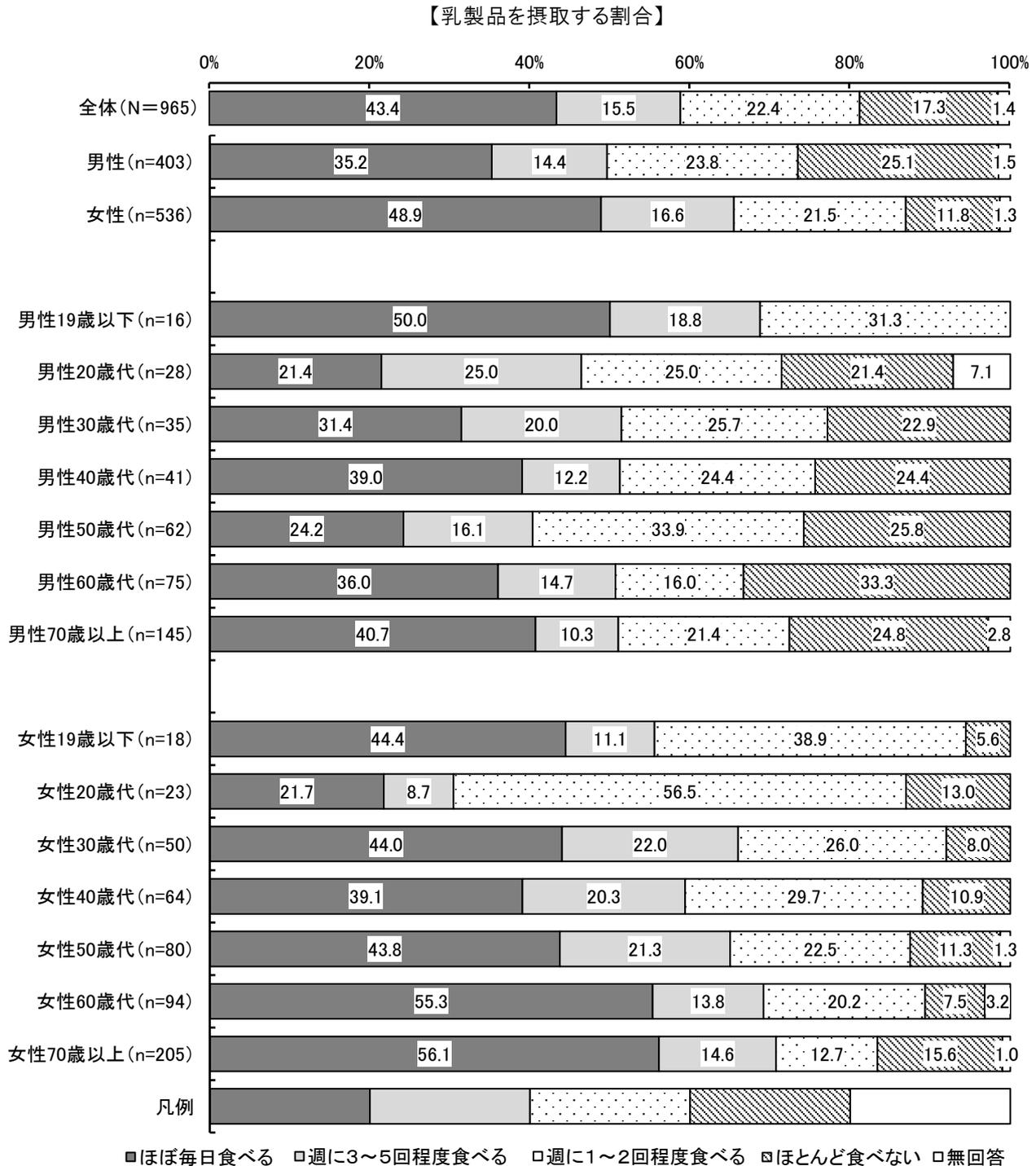
(2) 塩味について

塩味については、「濃い方である」が19.4%、「ふつうである」が63.0%、「薄味である」は16.3%となっています。男性は「濃い方である」が女性を大きく上回っています。男性の30歳代と40歳代、女性の19歳以下と30歳代、40歳代で「濃い方である」の割合が高くなっています。



(3) 乳製品別摂取状況

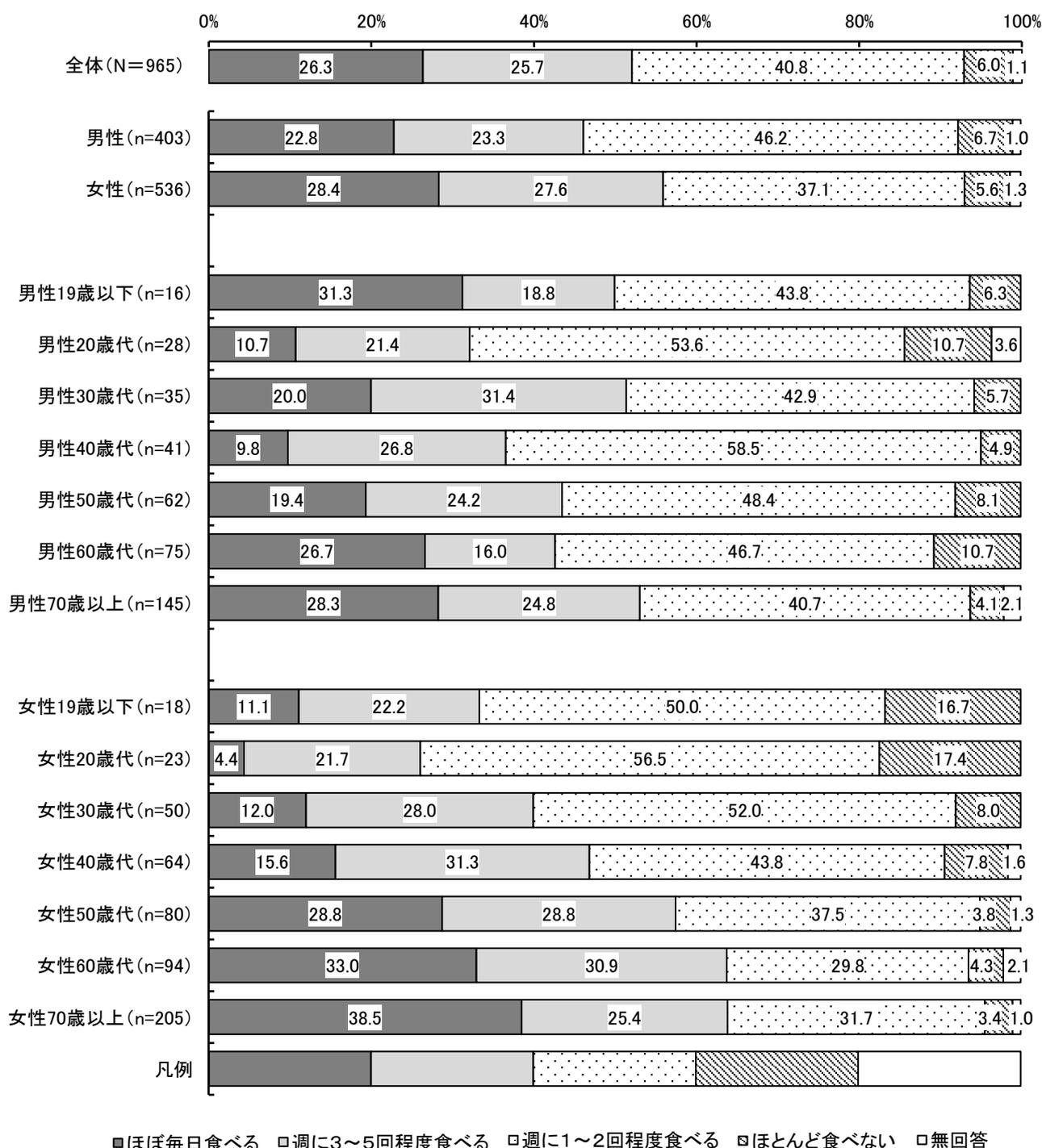
製品別摂取状況について、「ほぼ毎日とる」は43.4%と最も高くなっています。男性は女性に比べ「ほとんど食べない」の割合が高く、女性は「ほぼ毎日食べる」が男性を大きく上回っています。男性の20歳代と50歳代、女性の20歳で「ほぼ毎日食べる」の割合がそれぞれ他の年代に比べ低くなっています。



(4) 豆類や大豆製品

豆類や大豆製品の摂取状況について、「週に1～2回程度食べる」の割合が40.8%と最も高く、「ほぼ毎日食べる」26.3%、「週に3～5回程度食べる」25.7%となっています。一方、「ほとんど食べない」は6.0%となっています。男性は女性に比べ、「週に1～2回程度食べる」の割合が高く、女性は「ほぼ毎日食べる」の割合がそれぞれ他の年代に比べ低くなっています。

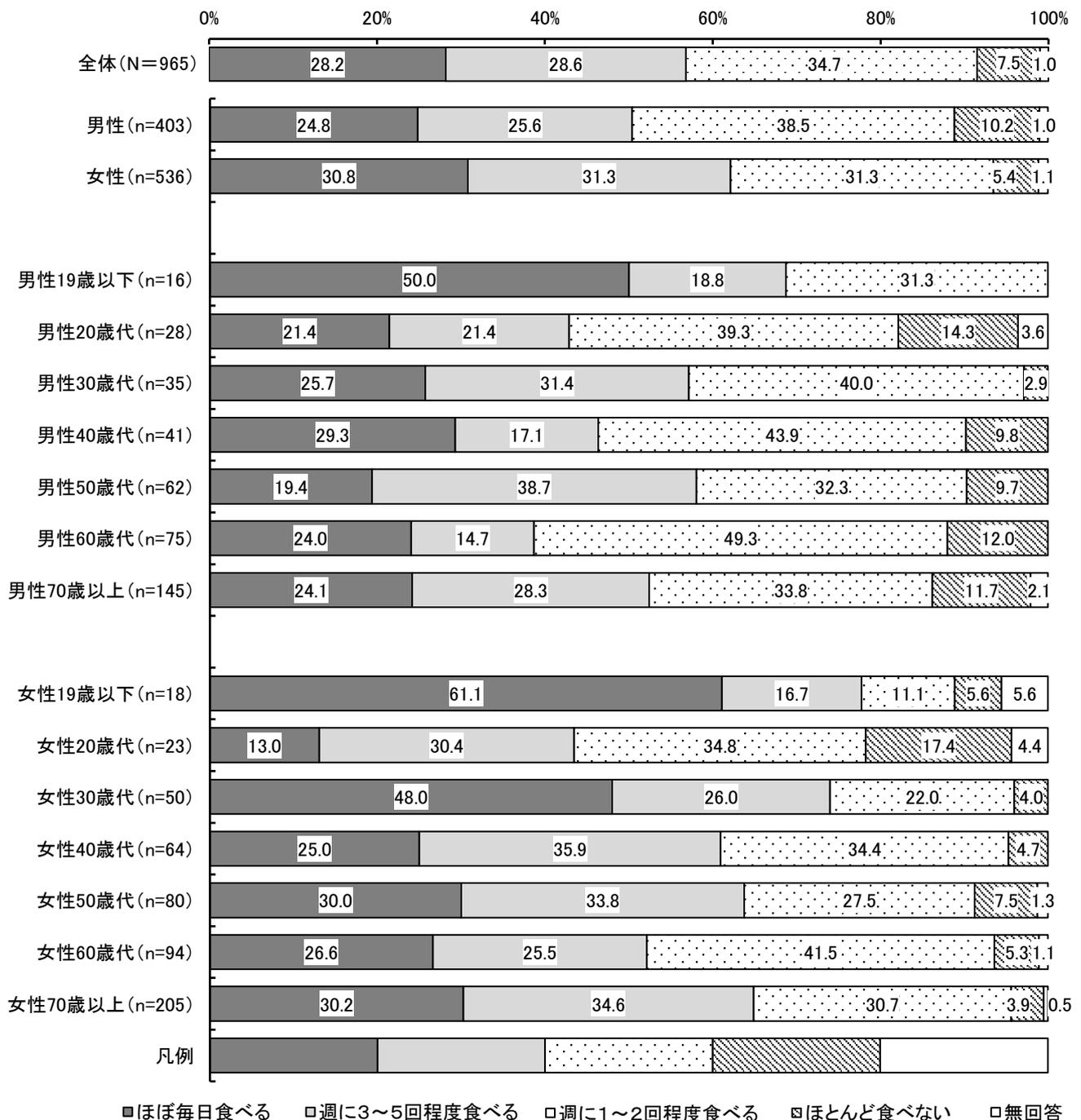
【豆類・大豆製品を摂取する割合】



(5) 緑黄色野菜

緑黄色野菜の摂取状況について、「週に1～2回程度食べる」の割合が34.7%と最も高く、「週に3～5回程度食べる」28.6%、「ほぼ毎日食べる」と28.2%となっています。「ほとんど食べない」は7.5%となっています。男性は女性に比べ、「週に1～2回程度食べる」の割合が高く、女性は「ほぼ毎日食べる」「週に3～5回程度食べる」が男性を上回っています。男性の19歳以下、女性の19歳以下と30歳代で「ほぼ毎日食べる」の割合が他の年代に比べ高くなっています。

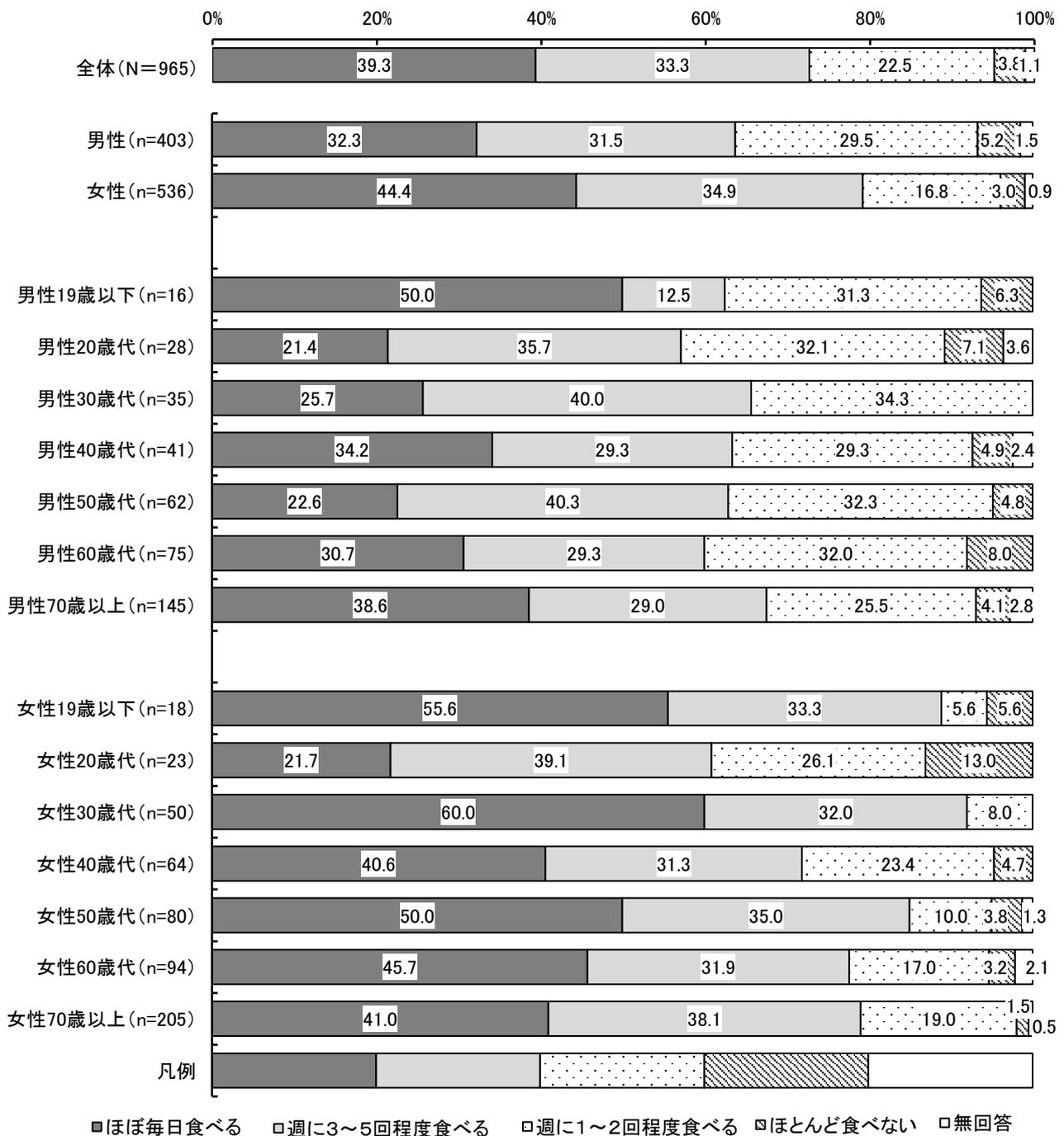
【緑黄色野菜を摂取する割合】



(6) その他の野菜

その他の野菜の摂取状況について、「ほぼ毎日食べる」の割合が39.3%と最も高く、「週に3～5回食べる」は33.3%、「週に1～2回程度食べる」は22.5%となっています。男性は女性に比べ「週に1～2回程度食べる」の割合が高く、女性は「ほぼ毎日食べる」が男性を大きく上回っています。男性の19歳以下で「ほぼ毎日食べる」の割合が高くなっており、女性の20歳代では「ほぼ毎日食べる」の割合が他の年代に比べ低くなっています。

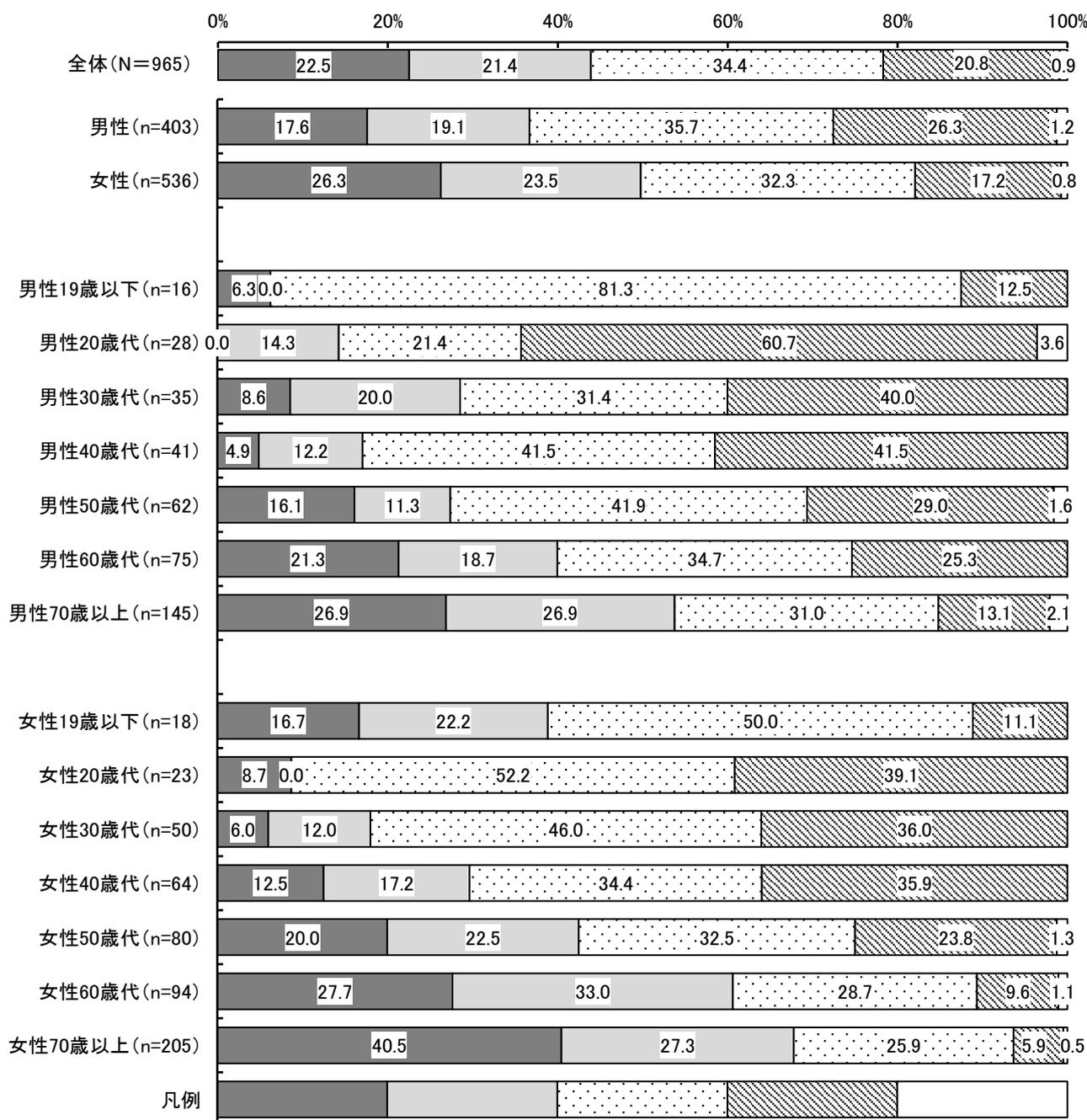
【その他の野菜を摂取する割合】



(7) 果物

果物の摂取状況について、「週に1～2回程度食べる」の割合が34.4%と最も高く、「ほぼ毎日食べる」22.5%、「週に3～5回程度食べる」は21.4%となっています。一方、「ほとんど食べない」は20.8%となっており、男性は女性に比べ「ほとんど食べない」の割合が高くなっています。女性は「ほぼ毎日食べる」が男性を大きく上回っています。男性の20歳代で「ほとんど食べない」の割合が高くなっています。男女共に50歳代以上は年齢が上がるほど「ほぼ毎日食べる」の割合が増える傾向にあります。

【果物を摂取する割合】



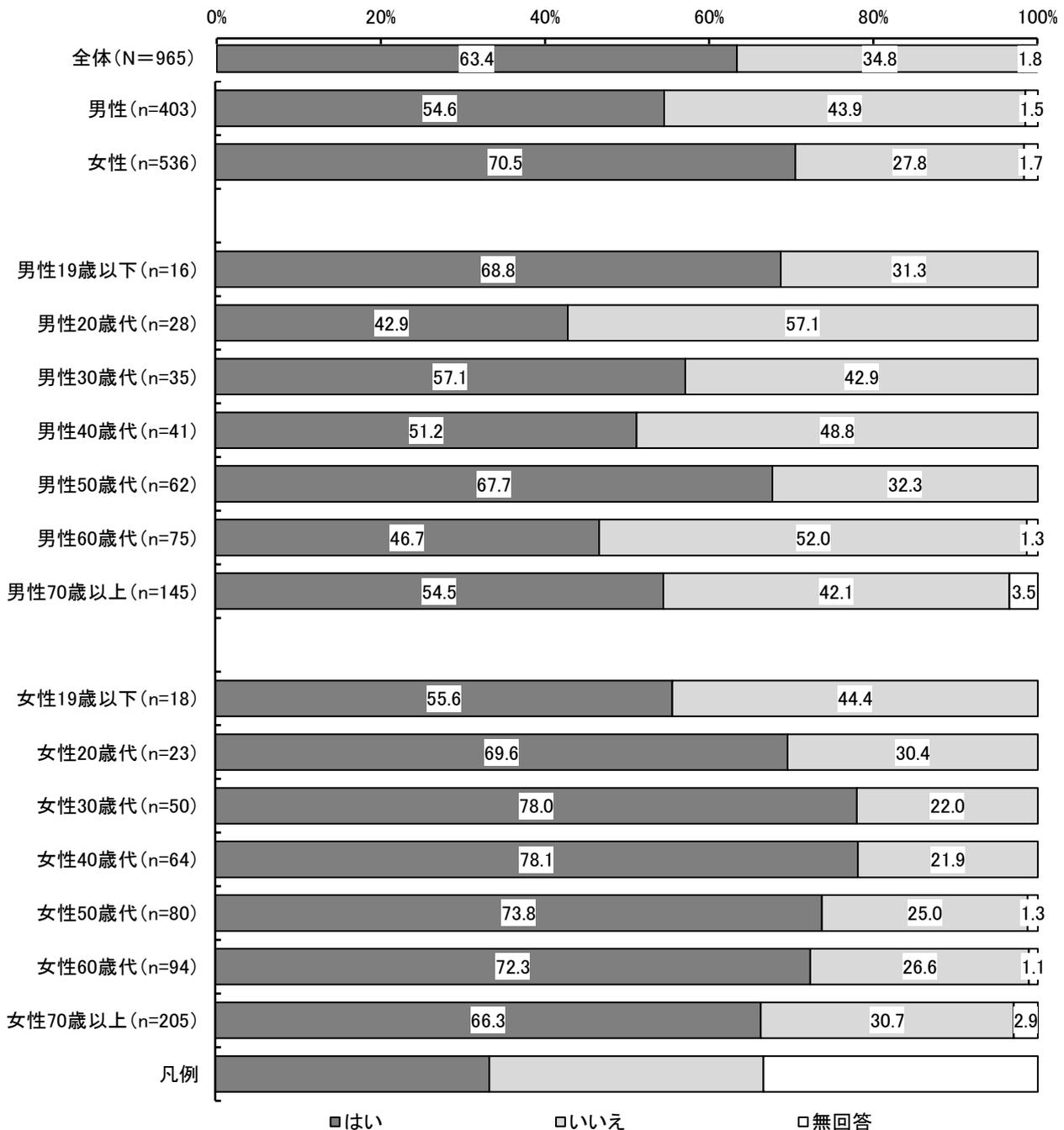
■ほぼ毎日食べる □週に3～5回程度食べる □週に1～2回程度食べる ▨ほとんど食べない □無回答

6. 食に関する関心度について

(1) 食育への関心について

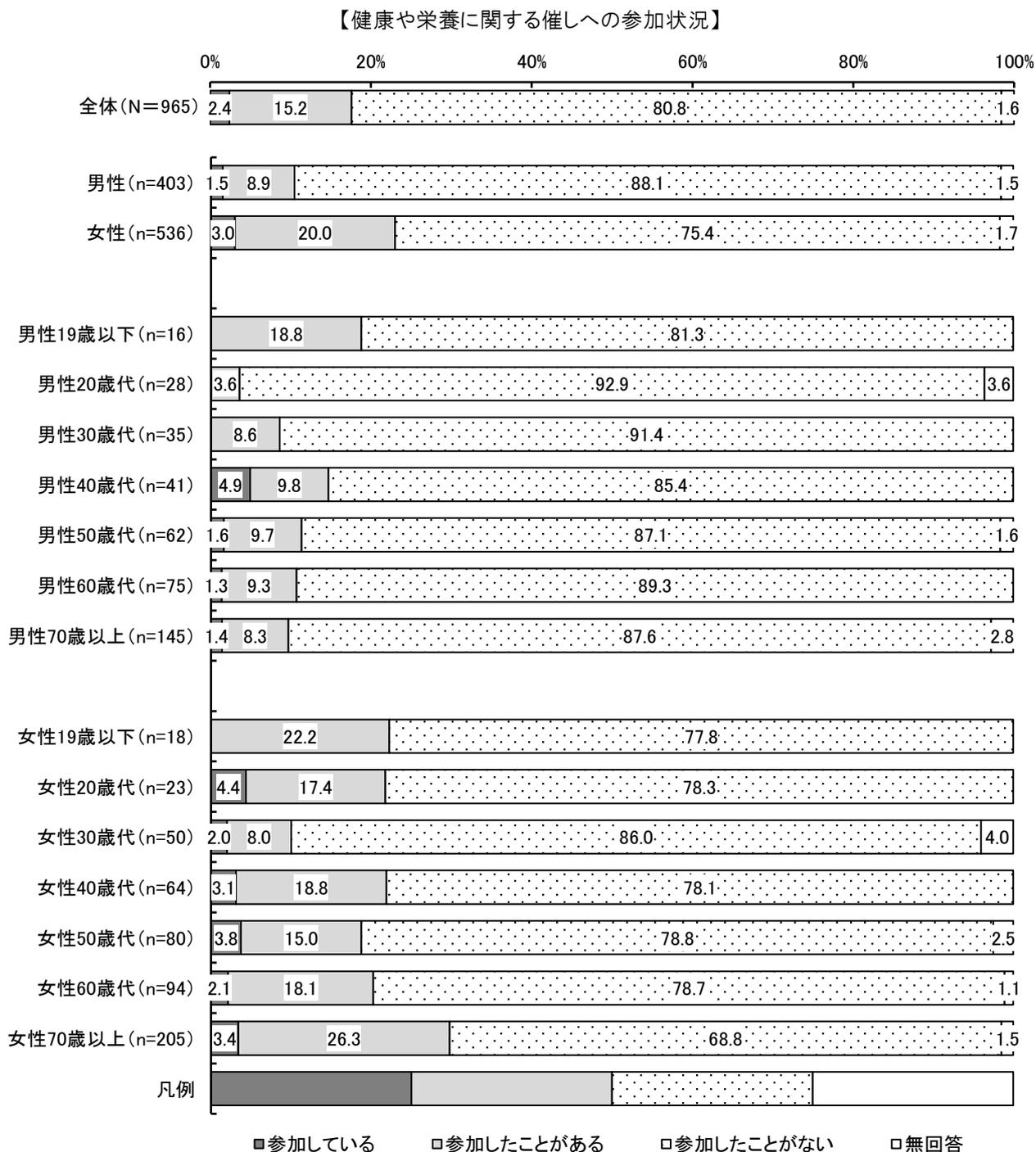
食育に関心を持っていることについては「はい」が63.4%、「いいえ」が34.8%となっています。「はい」の割合は女性が男性を大きく上回っており、男性の19歳以下と50歳以下は「はい」の割合が6割台、女性の30歳代から60歳代は7割台となっており、ほぼ4人に1人の割合となっています。「いいえ」の割合は男性の20歳代、女性の19歳以下で他の年代より高くなっています。

【食育に関心を持っている割合】



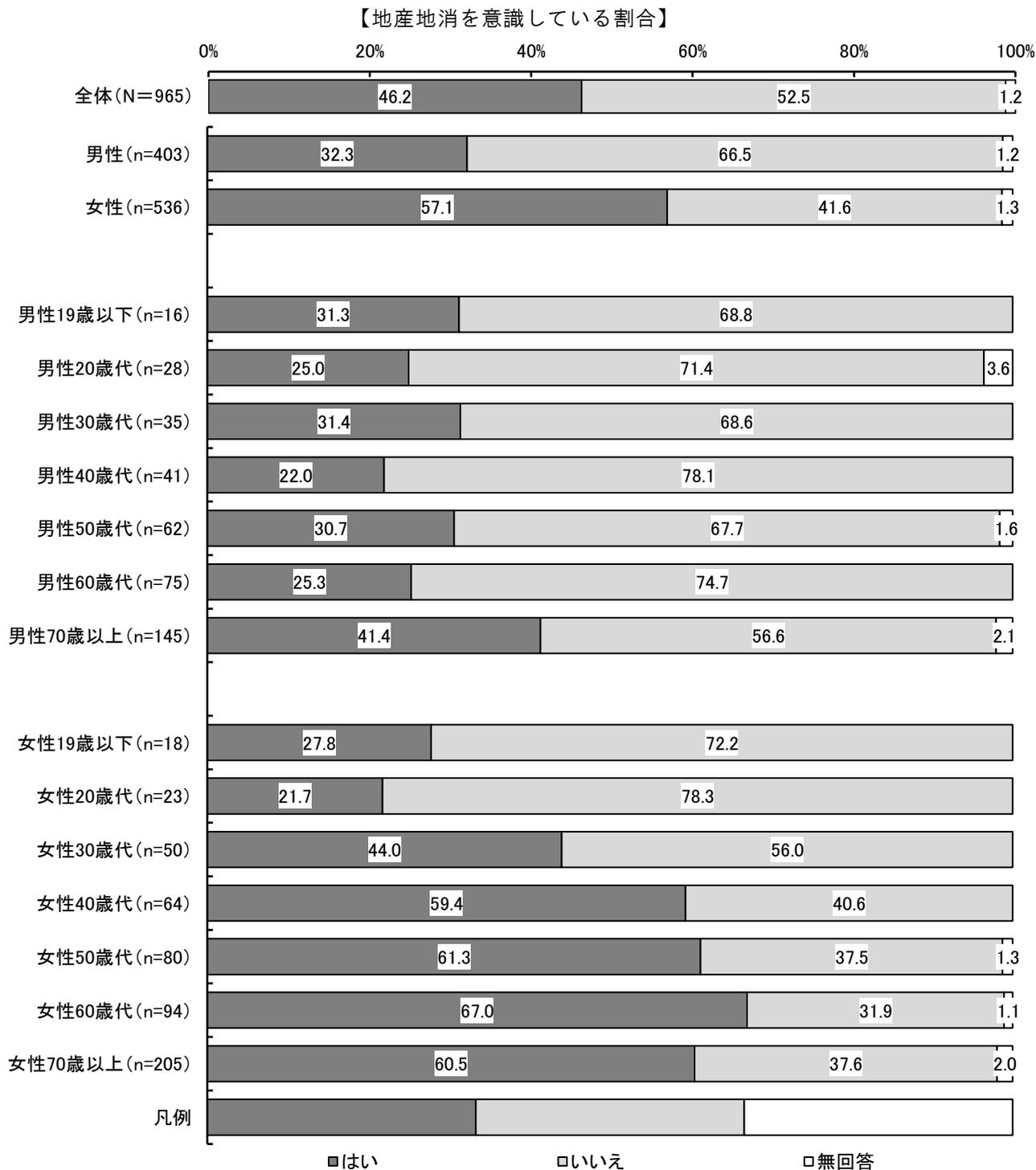
(2) 健康や栄養に関する催しへの参加状況

健康や栄養に関する催しの参加状況については「参加している」が2.4%、「参加したことがある」は15.2%で合計17.6%となっており、80.8%は「参加したことがない」となっています。男性は女性に比べ「参加したことがない」の割合が高く、女性は「参加したことがある」が男性を大きく上回っています。男性の20歳代と女性30歳代で「参加したことがある」の割合がそれぞれ他の年代に比べ、低くなっています。



(3) 地産地消について

地産地消を意識することについては「はい」が46.2%、「いいえ」が52.5%となっています。「はい」の割合は、女性が男性を上回っており、男性は70歳以上、女性は40歳代以上で「はい」の割合が高くなっています。



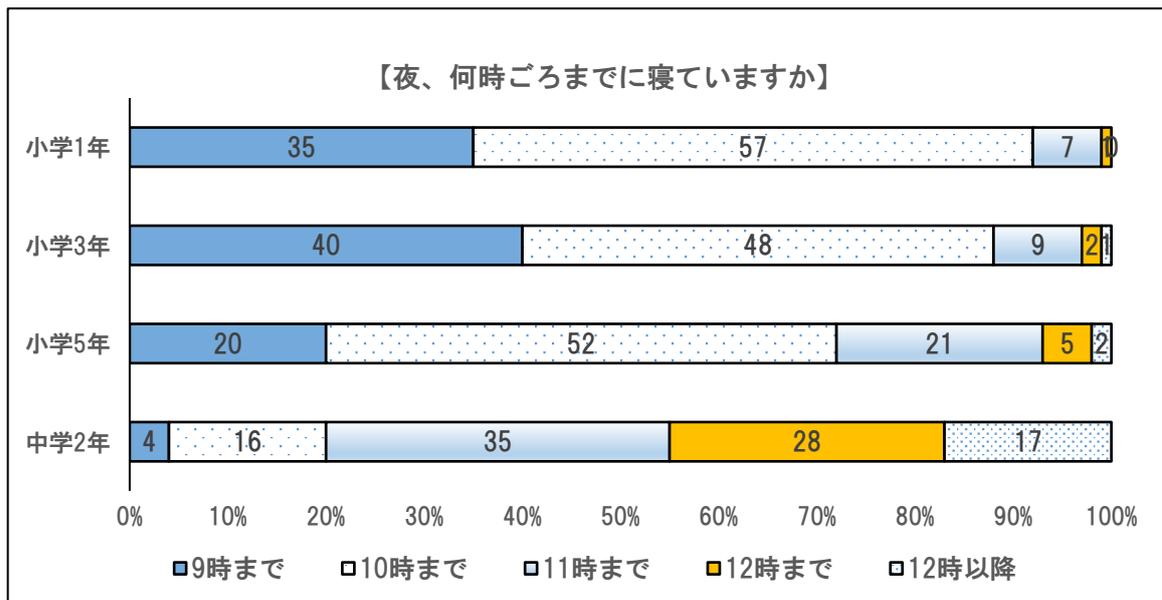
【3】小中学生の生活習慣

本市では、児童や生徒の健康や食生活に関する実態や意識を調査し、より良い生活習慣指導等に資するため、令和4年9月に小学校1年生・3年生・5年生及び中学生2年生を対象とした「生活習慣アンケート調査」を実施しました。以下に、主な結果の概要を整理・分析します。

1. 就寝と起床について

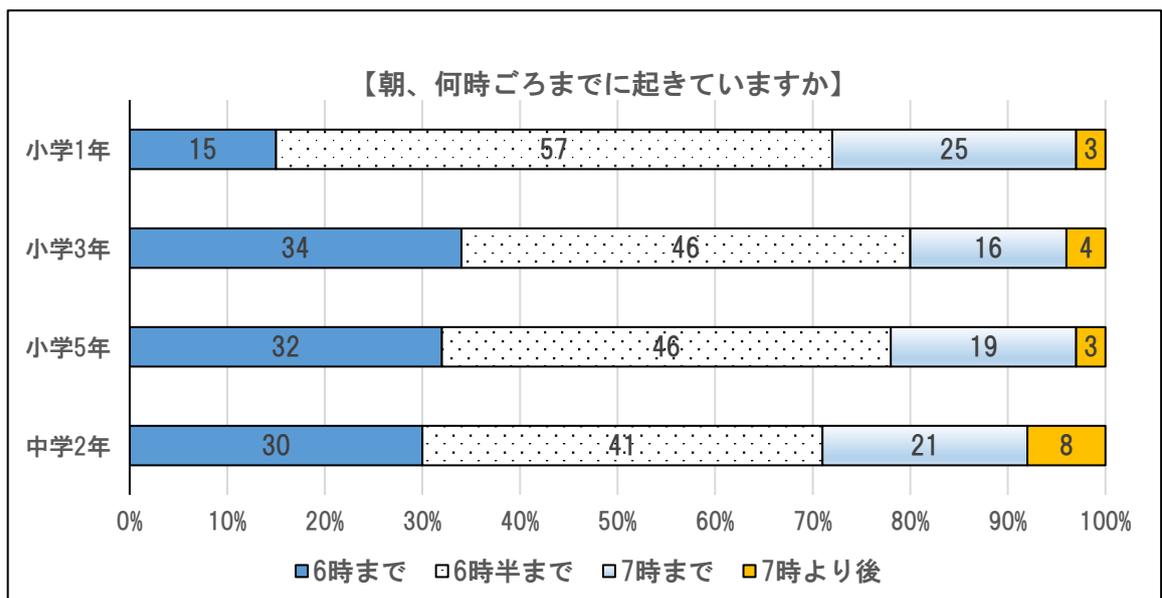
(1) 就寝時間

就寝時間は、学年が上がるにつれて遅くなる傾向がみられます。中学生においては「深夜12時以降に就寝する」が17%となっています。



(2) 起床時間

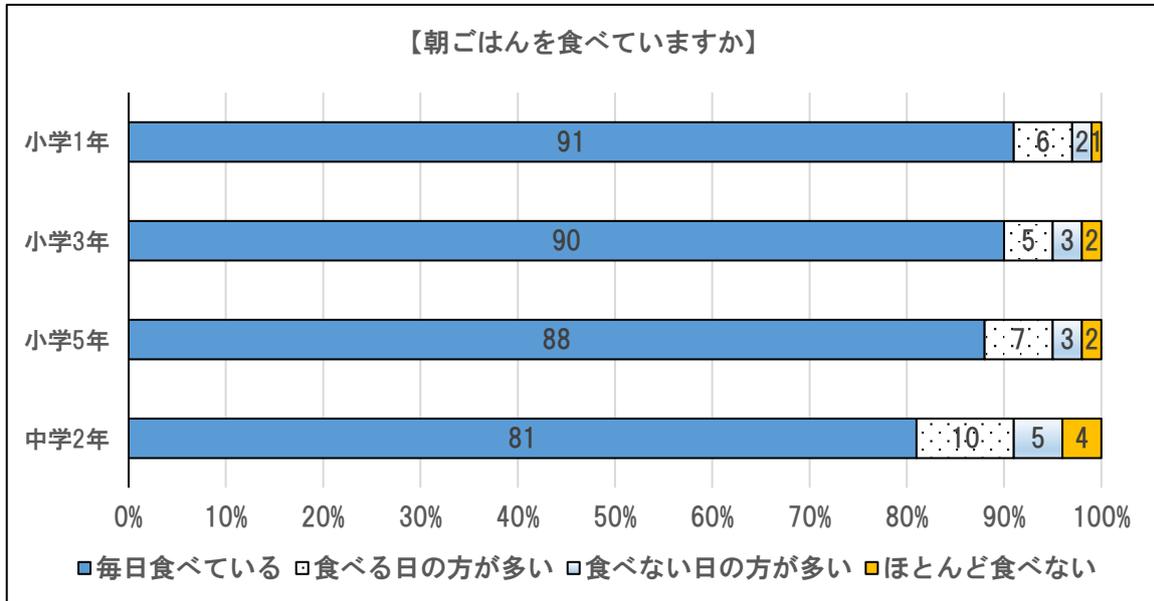
起床時間は、小学1年生と中学生で約70%、小学3年生と5年生で約80%の子どもが6時半までに起床しています。中学生では7時より後に起きている子どもが8%います。



2. 朝食について

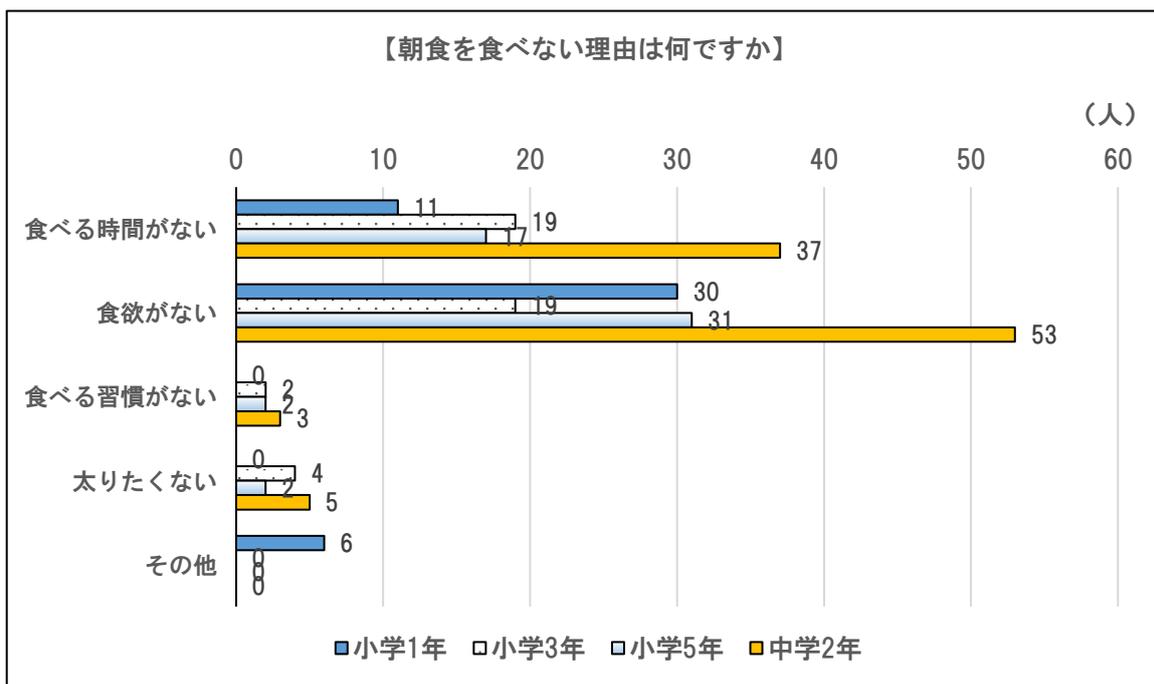
(1) 朝食の摂取

朝食は、小学生では約90%、中学生では約80%の子どもが朝食を「毎日食べている」と回答しています。一方、「食べない日の方が多い」「ほとんど食べない」が3～9%いますが、学年が上がるにつれて割合が高くなっています。



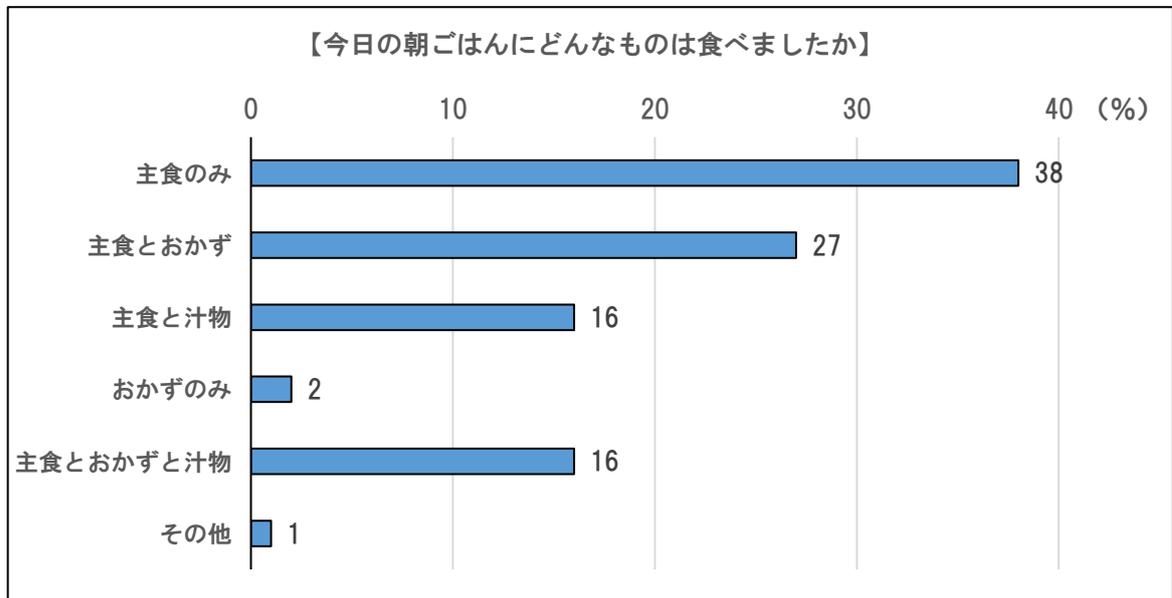
(2) 朝食を食べない理由

朝食を食べない理由については、小学生・中学生ともに「食欲がない」「食べる時間がない」の割合が高く、主な理由となっています。小学1年生以外の学年では「食べる習慣がない」「太りたくない」との理由が3～9%あります。



(3) 朝食の内容

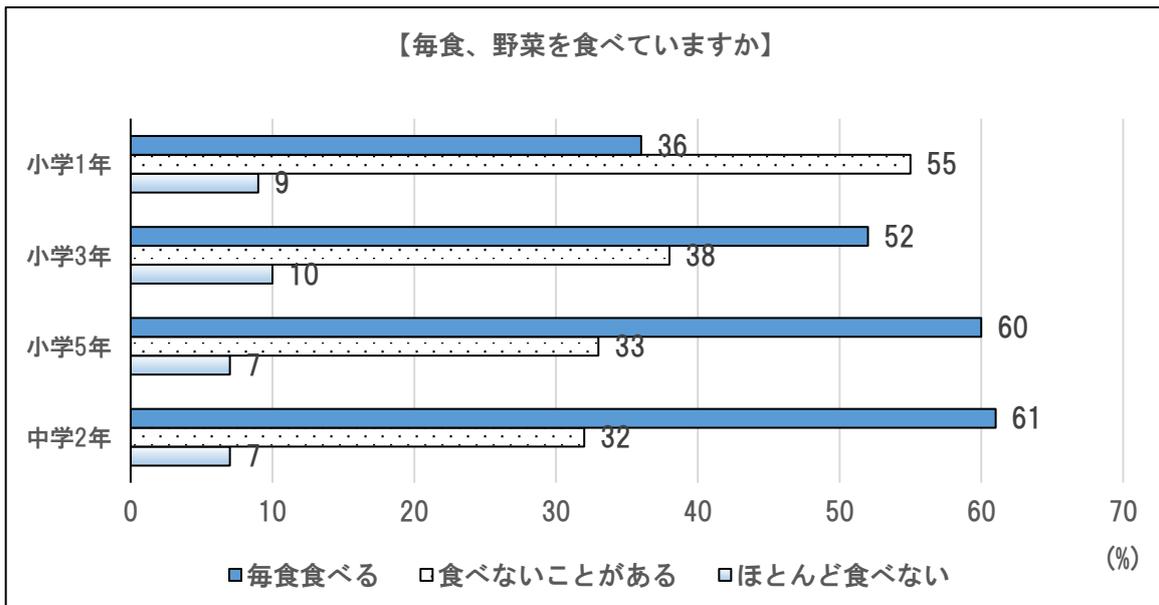
朝食の内容については、「主食のみ」ですませている子どもが38%ともっとも多くなっています。栄養バランスの理想的な食事である「主食とおかずと汁物」をとれているのは16%となっています。



3. 食生活について

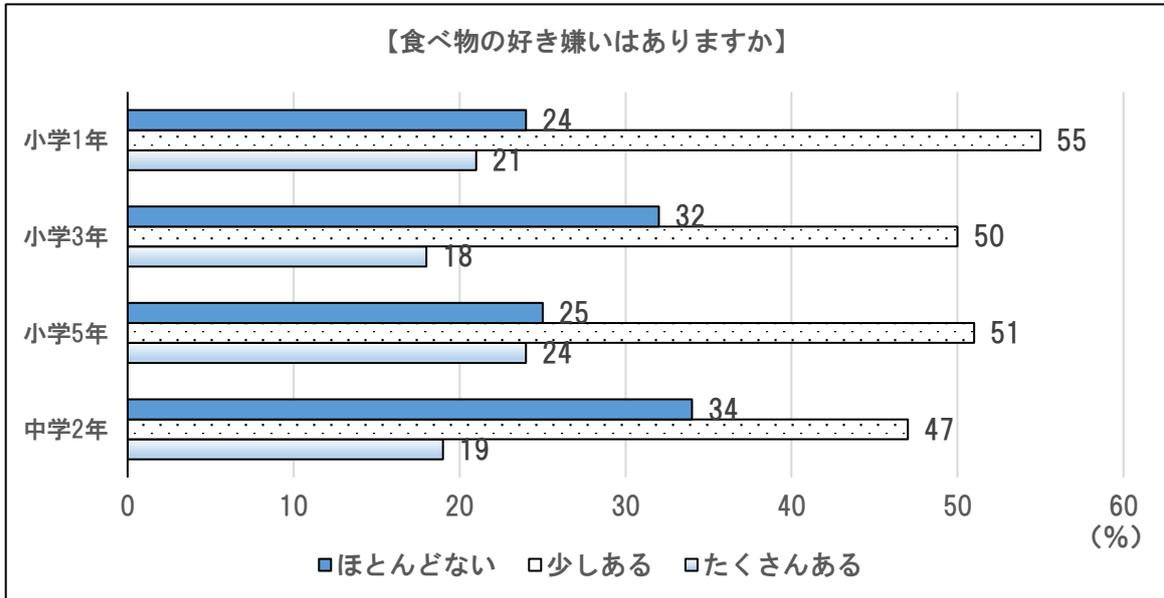
(1) 野菜の摂取

野菜を「毎食食べる」の割合は小学1年生がもっとも低く、36%となっています。その他の学年52~61%と約半数が「毎食食べる」となっています。一方「ほとんど食べない」が7~10%見られました。



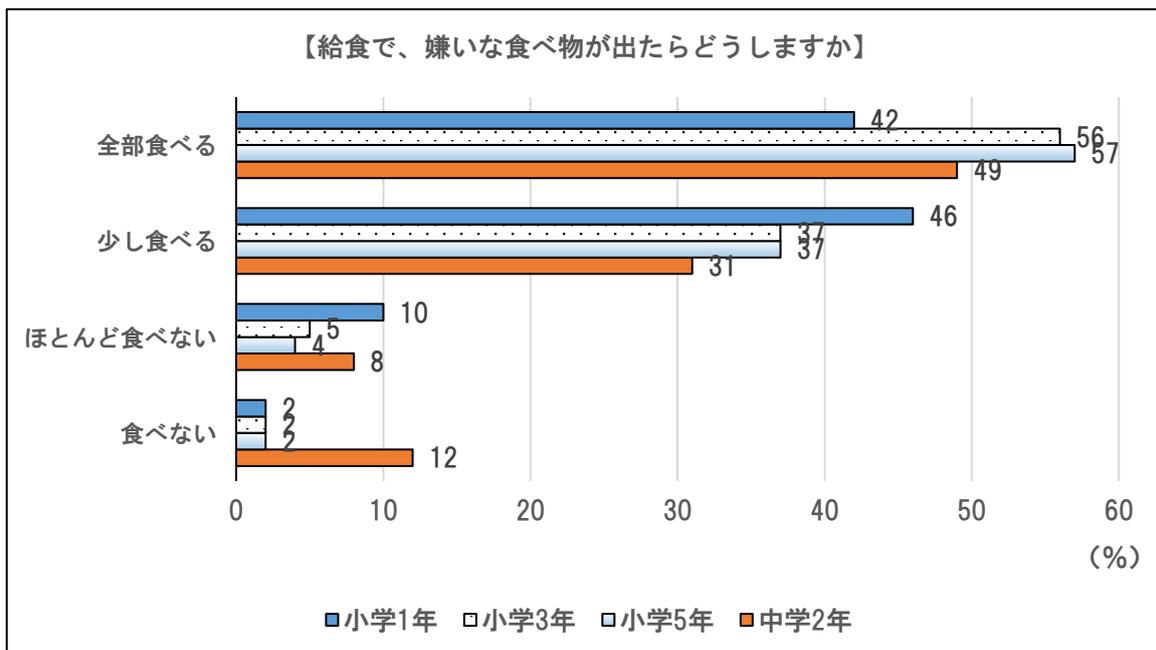
(2) 食べ物の好き嫌いについて

小学1年生と小学5年生で約80%、小学3年生と中学生で約70%の子どもが食べ物の好き嫌いが「たくさんある」「少しある」と答えています。好き嫌いが「ほとんどない」と答えたのはどの学年も約3割程度となっています。



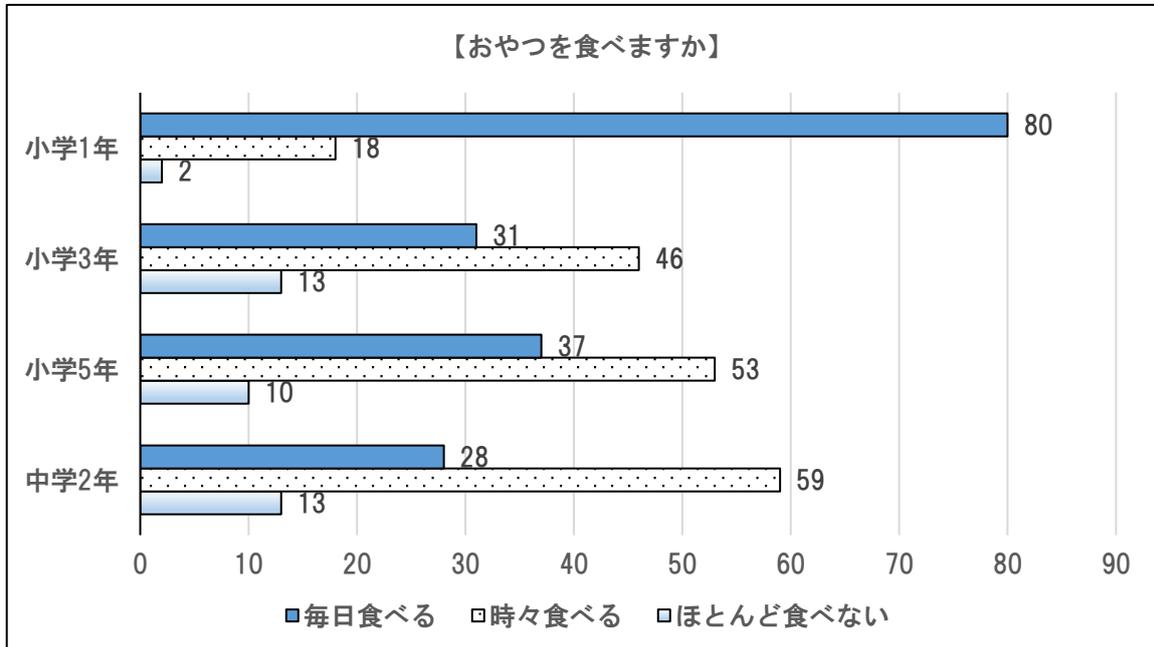
(3) 給食で嫌いな食べ物が出た場合

給食で嫌いな食べ物が出た場合、小学生の場合では約90%、中学生では80%が「全部食べる」「少し食べる」となっています。中学生では「食べない」と回答した割合が12%と高くなっています。



(4) おやつの摂取

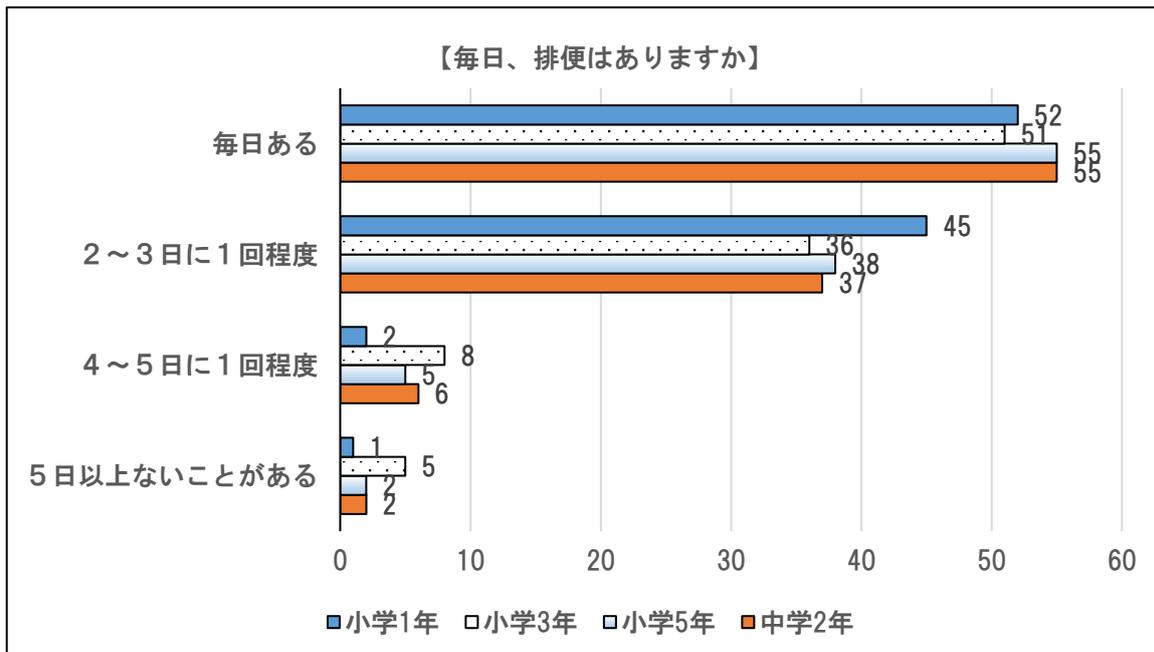
おやつについては、低学年ほど「毎日食べる」割合が高くなっています。また、小学1年生で98%、他の学年でも80%以上が「毎日食べる」「時々食べる」と答えています。



4. その他

(1) 排便について

排便が「毎日ある」との回答は約52~55%と約半数となっています。「4~5日に1回程度」「5日以上ないことがある」との回答も3~13%ありました。



第4章 基本理念と計画の基本的な考え方

【1】基本理念

「食育」が目指す姿は、健全な食生活の実践とともに、「食」に関する知識を学ぶだけでなく、本市の気候風土に関心を持ち、恵まれた自然によって育まれる人間のすばらしさを知り、また、「食」を通じてコミュニケーションを図り、豊かな人間関係を築く「こころ」を育てることです。

第2次計画において、自分の食生活は自分で守り改善することを基本に「食」を通して家族はもとより、広く地域の人々のつながりや絆を深め育んでいきたいという願いを込め、「郷土の自然と食でつくる、健やかでこころ豊かなまち阿南市」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。この基本理念は、「食育基本法」の主旨にも合致しています。

本計画においては、前計画に引き続き、食育のさらなる活動の充実と推進を目指して次のとおり基本理念を定めます。

本計画の基本理念

郷土の自然と食でつくる、
健やかでこころ豊かなまち阿南市

【2】基本目標

基本理念の実現にむけて、本市の食をめぐる現状や課題、これまでの取組を踏まえ、家庭、学校、保育所、地域、職場等を中心に健全な食生活ができるように次の3つの基本目標を定め、食育の推進に取り組みます。

基本目標1 健康につながる食生活を実践しよう！

本市においても、少子高齢化が進むなかで生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、ライフステージやライフスタイルや多様な暮らしに対応し、乳幼児から高齢者にいたるまで、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。食や食生活を取り巻く環境の改善が健康に大きな効果をもたらすことから、食に関する意識の向上や減塩等をはじめ、メタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防など、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

基本目標2 地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！

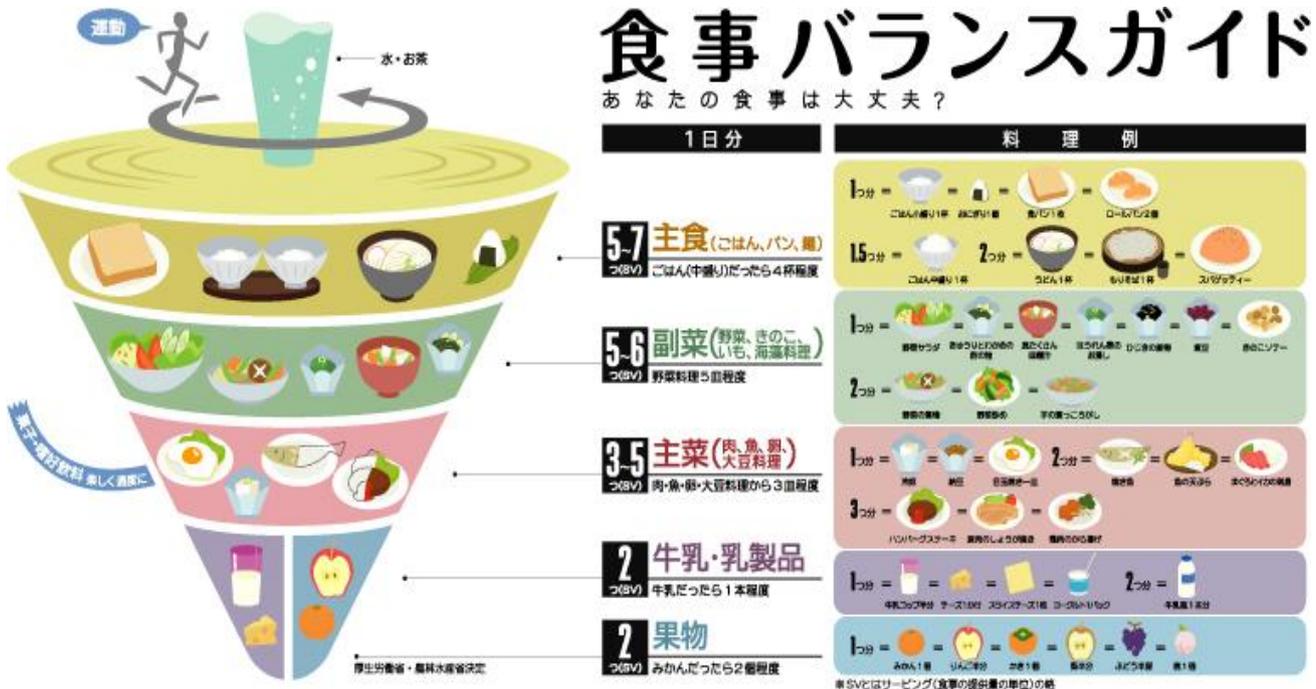
給食等に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の心を育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であると言えます。

本市の地場産物を生かした食育の推進と、新鮮な地元産の食材を購入しやすい環境づくりなど、地元生産者と消費者をつなぐ地産地消の促進を図ります。

基本目標3 よりよい「食」を選ぶ力を身につけよう！

食に関する情報が氾濫し、正しい情報を活用することが難しい情報社会のなかで市民の一人ひとりが自分自身に本当に必要な「食」を選ぶ力を身につけることは重要となってきました。食の選び方や食品の安全性に関する正しい知識を持ち、栄養成分表示をみるなど自らの判断で食品を選択することができるように食の情報を提供し、「食」を選ぶ力を身につけることができるよう普及啓発に取り組みます。

◆食事バランスガイド◆



第5章 施策の展開

【基本目標1】 健康につながる食生活を実践しよう！

【現状と課題】

- 阿南市の健康意識調査によると、食育への関心について「はい」と回答した割合は63.4%、「いいえ」と回答した割合34.8%であり、関心がある人の方が多くなっています。
男性よりも女性のほうが「食育」に関心がある割合が高く、若い年齢層で関心のある割合が低い結果となっています。少子高齢化の進行や小家族化傾向が進み、生活環境やライフスタイルが多様化し、食への関心が薄らいでいるのではないかと考えられます。
- 意識調査の結果では、「肥満（BMI25以上）」の割合は22.0%となっており、男性は女性に比べ、「肥満」の割合が高く、特に40歳から60歳代で「肥満」の割合が高くなっています。一方、70歳代は「やせ（18.5未満）」が高くなっています。女性は30歳代以上で「肥満」の割合が高くなっています。
また、小学生では肥満度（20%以上）の割合が男子は13.3%、女子は9.9%となっており、中学生では男子13.3%、女子は10.5%となっています。子どもの頃からの生活習慣病の予防対策は重要であり、適切な生活習慣や食習慣を身につけることが必要です。
- 毎日朝食を食べている人の割合は、小学生では9割、中学生では8割ですが、15～19歳以下および20～30歳代の若い世代では6割から7割程度と年齢が上がるにつれて、食べている人の割合が低下しています。小中学生の朝食の内容については、「主食のみ」が38%、「主食とおかずと汁物」は16%となっており、朝食では栄養バランスがあまりとれていない状況となっています。
また、20歳代では、「栄養バランスを考えて食事をしている割合」が他の年齢層を下回っており、若い世代の食生活の問題が目立っています。
朝食の欠食や栄養バランスがとれていない状況は、健康への影響や肥満や生活習慣病発症を助長することなどが考えられ、若い世代への食生活改善へのアプローチが必要です。
- 自分の食生活について「大変良い」「よい」と考えている人の割合は約4割、「少し問題がある」「問題がある」と考えている人は6割おり、過半数の人が食生活への問題意識を持っています。問題意識がある人のうち、食生活を「今よりよくしたい」と考えている人が約6割おり、食生活への関心の高さがうかがえます。
- 脂質や塩分、牛乳・乳製品、大豆・大豆製品、野菜、果物の摂取については男女、年齢層により摂取頻度にばらつきがあります。特に「塩味が濃い方である」と答えた割合が30歳代から40代に多く、「野菜をほとんど食べない」の割合が20歳代で多くなっています。塩分や脂質、糖質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食などの食生活の乱れが肥満、やせ、低栄養などの問題を引き起こしています。
- 健全な食生活を送ることは、生活習慣病を予防し、生活習慣病の重症化を防ぐために大切な食習慣のひとつであることから、子どもの頃からの望ましい食習慣、特に朝食を食べることや栄養バランスをとれた食事を心がけ、適正体重を維持し、生活習慣病を発症させない取組が必要です。

【基本方針】

- 市民一人ひとりが、自分の食生活、食習慣に関心を持ち、自分にあった食事量と主菜、主食、副菜をそろえた栄養バランスのとれた食事ができるように支援します。
- 就学前の子どもが、発育、発達段階に応じて基本的な食習慣を身につけるとともに食体験が積み重ねていけるように保育所、幼稚園において家庭や地域と連携して食育の推進を図ります。
- 保育所給食や学校給食等を通じて子どもの健全な食生活の実現のために家庭や地域との連携を図ります。
- 成人期では、これまでの食生活や食習慣を見直し、生活習慣病を予防するための健康的な食事のとり方を身につけられるように支援します。
- 高齢期では、低栄養やフレイル(老化に伴って筋力や心身の活力が低下した状態)を予防する食事のとり方について啓発します。
- 「食育」や「食生活」に関する情報を様々な媒体、機会を通じて提供して普及啓発に努め、家庭や地域における食育の推進を図ります。

【主な取組】

- 乳幼児健診や相談時に食生活や栄養についての情報提供や栄養相談の実施
- 保育所・認定こども園、学校における食育活動
- 保育所給食や学校給食での食物アレルギー対応
- 特定健診時後の保健指導・栄養指導や栄養教室の実施
- 高齢者の低栄養、予防活動事業の実施
- 食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地域における食育活動

【基本目標2】地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！

【現状と課題】

- 阿南市の健康意識調査によると、普段の買い物や食事の際に地産地消を意識していることについて「はい」が46.2%、「いいえ」が52.5%となっています。女性が男性より地産地消について意識しており、男性は70歳以上、女性は40歳以上で地産地消を意識している人の割合が高くなっています。男性や若い年齢層では地産地消について意識している割合が低く、「地産地消」についての認知度が低いことがわかります。地域で生産したものを地域で消費する「地産地消」への認知度を増やす取組が必要です。
- 子どもの頃から地場産物に親しんでもらい、食への関心を深めてもらうために地場産物を給食に使用することは、地産地消にとって有効な手段です。地元生産者と消費者をつなぐ地産地消への総合的・継続的な取組を引き続き、推進します。
- 地域の特産物や食材などを使った郷土料理や行事食などの食文化を知ることは、地域の良さを発見したり、地域への愛着を深めることにもつながることから、世代間交流などの機会を通じて地域の食文化に目をむけるきっかけづくりが必要です。

【基本方針】

- 地場産物を活用した学校給食を通じて、地元の新鮮で安全な農産物を児童生徒に提供します。
- 市内の地場産物を活かした献立や郷土料理、行事食などの普及を図り、伝統的な食文化を伝えます。
- こどもたちが栽培や収穫を体験できる機会の情報提供をすることで食や農業、漁業への関心を高めます。

【主な取り組み】

- 広報やホームページ、イベント等での情報提供及び普及啓発活動
- 保健センターでの各事業時や教室、相談、訪問等の保健活動での情報提供
- 学校、保育所等での給食だより等による啓発
- 地場産物を活用した学校給食の提供
- 地場産物を活用した学校給食メニューの検討
- 食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地域における食育活動

【基本目標3】 よりよい「食」を選ぶ力を身につけよう！

【現状と課題】

- 阿南市の健康意識調査によると、栄養成分の表示については「知っている」が72.1%、「知らない」は25.6%となっており、栄養成分表示を「知っている」人のうち約6割の人が外食や買い物をするときに実際に栄養成分表示を参考にしています。しかし、男性や若い世代での栄養成分表示に対する認識は他の年齢層より低くなっています。
認識の低い層に対して、栄養成分表示への認知度や参考にする割合を増やす取り組みが必要です。
- 食に関する情報が氾濫し、正しい情報を適切に使用することが難しい情報化社会の中で市民一人ひとりが食品の安全に対する知識を持ち、栄養成分表示を見る習慣づけなど自らの判断で食品の選択ができるように正確な情報を提供することが必要です。
- 食品の食べ残しや廃棄を少なくする工夫、保存方法、食のリサイクルという考えかたを啓発するなど、環境に配慮した食育の推進が必要となっています。

【基本方針】

- 市民が食品の安全性や栄養成分に関する基礎知識を持ち、自分で判断できるように情報提供を行います。
- 食品ロスに対して、学校や地域におけるイベントを通じて、市民が食品ロス削減に取り組むことができるように食品ロスやその削減性について、情報の提供及び普及啓発に努めます。

【主な取組】

- 広報やホームページ、イベント等での情報提供及び普及啓発活動
- 保健センターでの各事業時や教室、相談、訪問等の保健活動での情報提供
- 学校、保育所等での給食だより等による啓発活動
- 食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地域における食育活動

第6章 計画の推進

【1】食育推進のための数値目標

食育を推進するにあたり、その成果や達成状況を客観的に把握・評価するため目標値を設定し、その達成を目指して取り組みます。

項目		現状値	目標値	出典
食育に関心を持っている人を増やす		63.4%	70%	1
自分の適正体重を知っている人を増やす		52.9%	60%	1
適正体重を維持している人を増やす (肥満者の割合を低下させる)	小学生(男子)肥満度 20%以上	13.3%	10%以下	2
	小学生(女子)肥満度 20%以上	9.9%	8%以下	2
	中学生(男子)肥満度 20%以上	13.3%	12%以下	2
	中学生(女子)肥満度 20%以上	10.5%	9%以下	2
	男性 BMI25 以上	26.6%	25%以下	1
	女性 BMI25 以上	18.3%	15%以下	1
自分に必要な食事量を知っている人を増やす		49.1%	50%	1
朝食を毎日食べている人を増やす	小学生	89.6%	95%	3
	中学生	81.0%	90%	3
	男性(20歳代)	32.1%	40%	1
3食規則正しく食べている人を増やす	男性(20歳代)	28.6%	50%	1
	女性(20歳代)	43.5%	50%	1
栄養バランスを考えて食事をとる人を増やす		87.0%	90%	1
外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人を増やす		62.8%	70%	1
地産地消を意識している人を増やす		46.2%	50%	1
健康や栄養に関する催しに参加する人を増やす		17.6%	20%	1

【データ出典】1:健康に関する市民意識調査(令和4年度)2:児童生徒健康診断集計表(阿南市)3:阿南市小中学生生活習慣アンケート

【2】計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画は、食育の取組について、保健・福祉部門、子育て支援、学校教育や高齢者福祉部門、商工部門など、幅広い分野で推進する必要があることから、庁内各課の一層の連携強化を図ります。

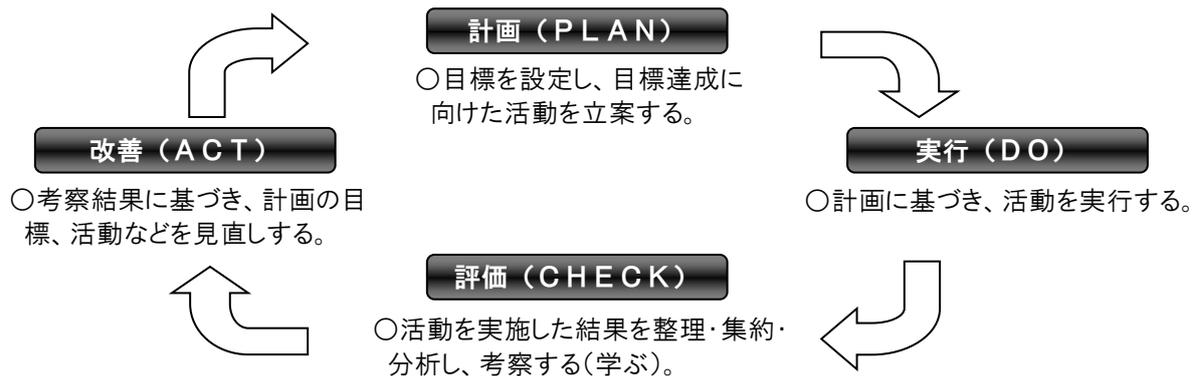
2. 地域・職域の協働による取組の推進

本計画の推進に当たっては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層において、市民一人ひとりが主体的に取り組む必要があるとともに、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域等との協働による取組が重要です。そのため、広く市民に対して広報あなんやホームページへの掲載、デジタル活用による情報提供、啓発パンフレットの配布などあらゆる方法や機会を通じて本計画の周知啓発に努めるとともに地域における自主的な活動を促進します。

3. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA サイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行います。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



【食育基本法】

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十七年九月一一日法律第六十六号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十七年九月十一日法律第六十六号 (未施行)

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項 に規定する特命担当大臣であつて、同項 の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号 に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三 に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第3次阿南市食育推進計画

発 行 / 令和5年(2023年)3月
発 行 者 / 徳島県 阿南市 保健福祉部 保健センター
〒774-0045
徳島県阿南市宝田町荒井6-1 阿南健康づくりセンター内
TEL (0884) 22-1590
FAX (0884) 22-1894
